

平成 2 1 年度調査研究事業
一般廃棄物行政諸問題検討部会
報 告 書

埼玉県清掃行政研究協議会

目 次

- 1 資源物の持ち去り対策について
- 2 在宅医療系廃棄物の取り扱いについて
- 3 集積所の管理について
- 4 リサイクルの今後の動向
- 5 処理困難物（搬入禁止物）の取り扱いについて
- 6 家庭ごみ収集有料化実施に伴う戸別収集等のサービス拡大について
- 7 不適正処理対応（ごみ屋敷）
- 8 不適正処理対応（不法投棄）
- アンケート調査（各テーマ質問項目）
- 平成21年度調査研究事業検討部会員

資源ごみの持ち去り対策について

所沢市資源循環推進課 主査 新井 一
飯能市廃棄物対策課 主査 岡部 隆志

1 目 的

わが国においては、平成13年に循環型社会形成推進基本法の施行に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）や特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）などの関係法令が整備され、資源循環型社会を構築するための枠組みが確立された。

これにより各自治体では、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会生活様式から、地球環境の保全を最優先に捉え、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を基本とし、家庭から排出されるごみを分別収集し、資源として再利用（再生利用）する資源循環型社会に向けて積極的に取り組んでいる。

自治体により資源ごみの収集品目や分別方法に違いがあるが、紙類にあってはほとんどの自治体において資源ごみとして、長年に渡り住民に分別の徹底・協力をお願いしている状況にある。

特に最近では新聞・雑誌・ダンボールの他に雑がみとして資源ごみの分別品目を追加し、あらゆる紙製品について、資源物として回収を実施している。そして回収された紙類を専門の再生業者に搬入し、売り渡すことにより、自治体の貴重な財源となっている。

また、住民が資源ごみとして搬出した紙類を適正な処理ルートに基づき、リサイクルすることにより、住民と行政の信頼関係を確立している。

しかし、近年では、住民が手間を掛けて分別し、ごみ集積所に搬出した新聞の束を行政回収業者以外の者が無断で持ち去るという悪質な行為が行なわれ、住民からの苦情が各自治体の窓口に多く寄せられている現状にある。

そのため、各自治体では、この資源物の持ち去りを防止するために、早朝パトロールを実施したり、ごみ集積所に持ち去り禁止看板を設置したり、条例等により集積所に出された資源ごみの所有権を明確に定義づけたりして防止対策を行なっているにもかかわらず、一向に持ち去り行為が後を絶たないのが現実です。

そこで県内の各自治体が行っている防止対策を調査し、より効果的な防止策を紹介し、資源物の持ち去り行為の根絶を図ることを目的に検討を行なった。

2 結果・考察

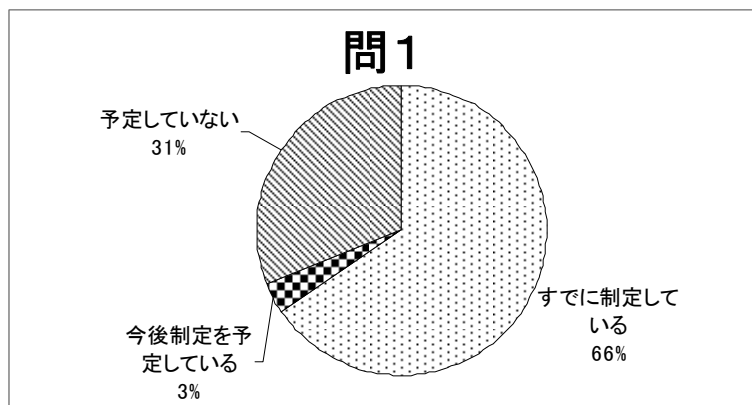
1) アンケート結果

まずは平成21年12月に埼玉県清掃行政研究協議会より県内の自治体や一部事務組合を対象に実施したアンケートの結果についてまとめます。

市町村・一部事務組合・・・・・・・・・・85自治体

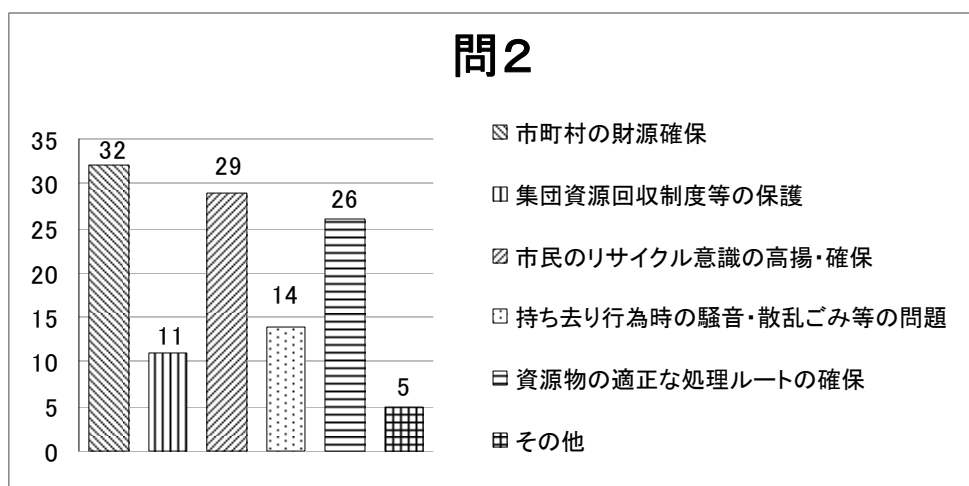
アンケート回収率・・・・・・・・・・75%

問1 持ち去り行為を防止するための条例等の制定状況についてお伺いします。



約7割の自治体が制定及び制定を予定していると回答。
条例等の名称については、別紙参照

問2 その条例等の制定趣旨についてお伺いします。

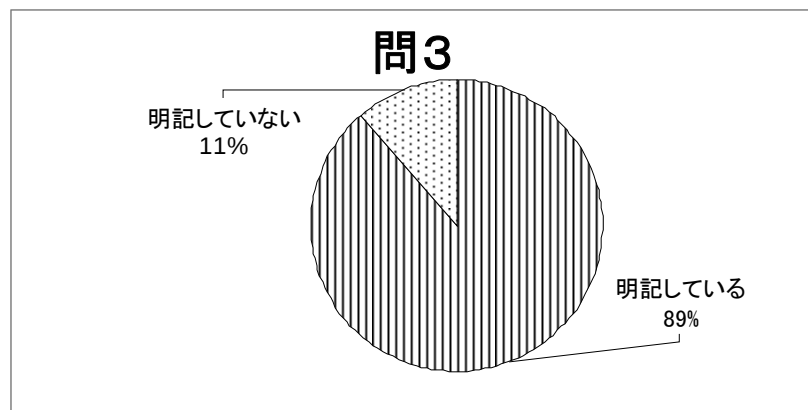


制定趣旨については、市町村の財源確保、市民のリサイクル意識の高揚・確保、資源物の適正な処理ルートの確保が多かった。

その他の条例制定趣旨としては、次のとおり

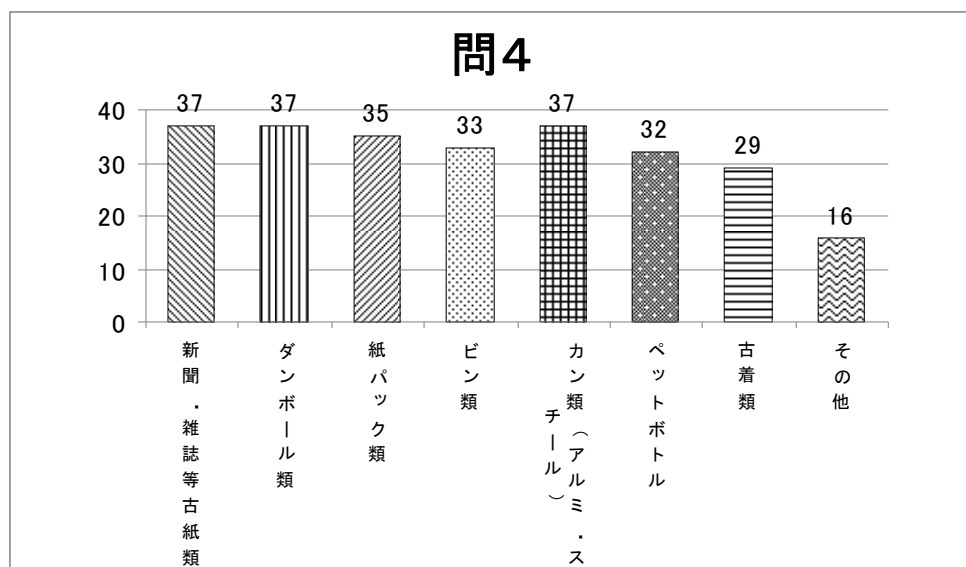
- ・市民の安全の確保
- ・町会等への還元金財源を安定的に確保し、現回収システムを堅持する為
- ・廃棄物の発生抑制、再利用の促進、適正処理、生活環境の保全等
- ・資源物の適正な処理の確保
- ・民間業者との紙・布収集協定維持

問3 条例等における資源物の所有権を明記していますか。



約9割の自治体が所有権を明記していると回答。

問4 資源物として条例等で指定している品目をお伺いします。

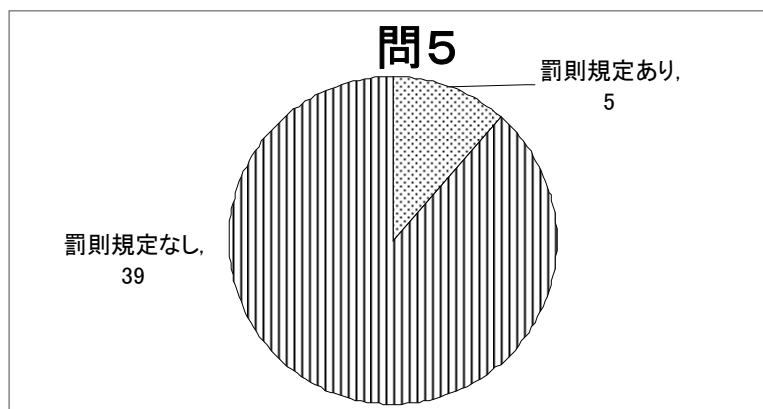


新聞・雑誌・ダンボール・カン類については、ほとんどの自治体で資源物として指定品目になっている。

その他の品目としては、次のとおり

- ・ 金属類
- ・ 鉄くず
- ・ プラスチック類
- ・ プラスチック製容器包装
- ・ 小型家庭電化製品
- ・ 自転車
- ・ 消火器
- ・ バッテリー
- ・ 乾電池
- ・ 品目の指定はしていない

問 5 条例等に持ち去り行為に対する罰則規定がありますか。

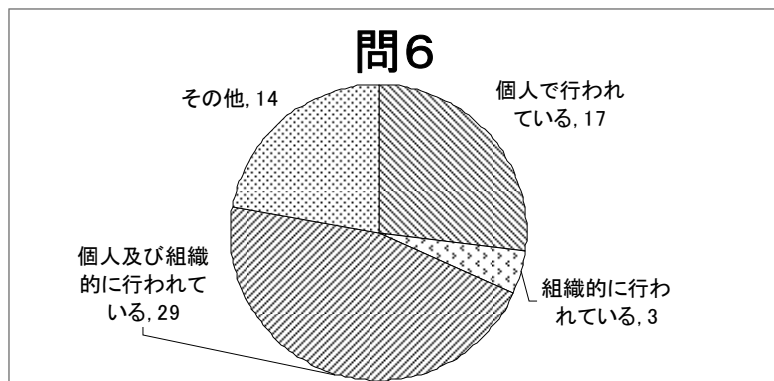


5 自治体が罰則規定を設けていた。

罰則規定ありと回答の罰則内容は、次のとおり

- ・ 20万円以下の罰金

問 6 貴市町村管内で資源物の持ち去り行為はどのように行われていますか。

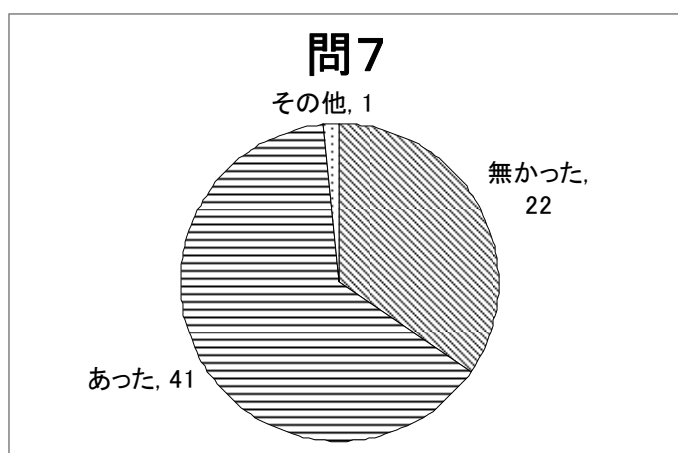


29の自治体が個人及び組織的に行なわれていると回答。

その他としては、次のとおり

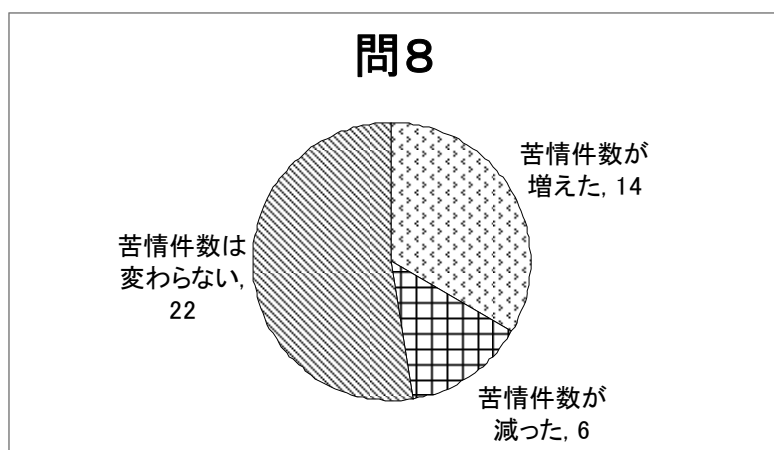
- ・軽トラックによるピンポイントによる持ち去り。
- ・持ち去り行為は確認されていない。
- ・不明、情報なし。
- ・把握していない。

問7 資源物の持ち去り行為者と住民及び自治体が指定する収集委託業者間でのトラブル等の苦情や通報はありましたか。



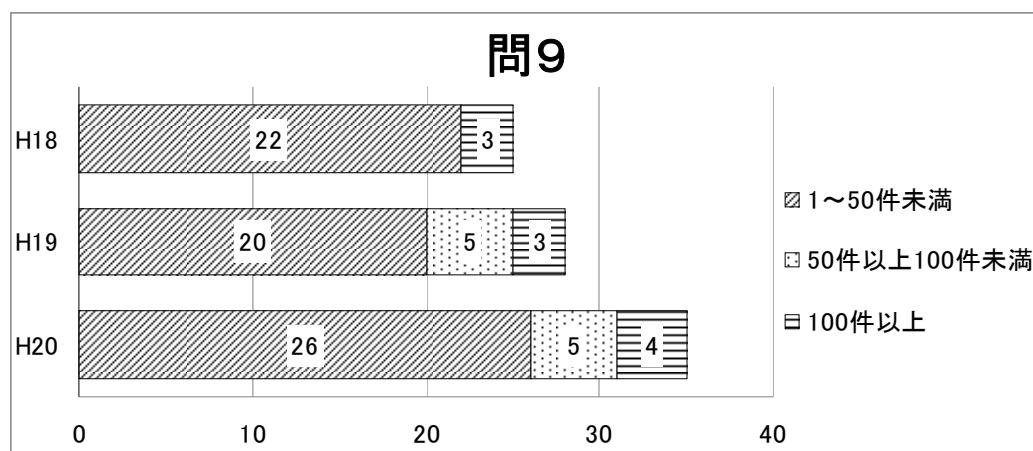
41の自治体でトラブルがあったと回答。

問8 問1で「1 制定している」とお答えの市町村に伺います。
条例等を制定後、住民等からの苦情や通報はどのようになりましたか。



条例等を制定している自治体で、条例制定後苦情や通報件数が減ったと回答した自治体は6自治体だった。

問 9 過去3ヵ年の苦情や通報件数をお伺いします。

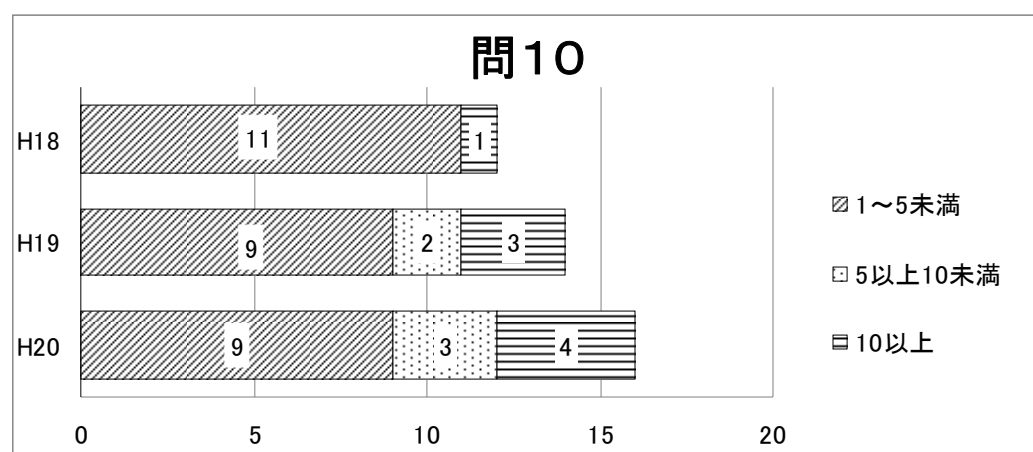


約半数の自治体で苦情や通報件数無し、もしくは不明（把握していない）だった。

苦情等通報件数を把握している自治体においては、最高が354件で他は概ね50件以下だった。

過去3年間の通報件数を聞いたものだが、増減については自治体によってさまざまだった。

問 10 貴市町村では、これまでに資源物の持ち去り行為者等に対して、制裁措置を行なった件数は何件ありましたか。



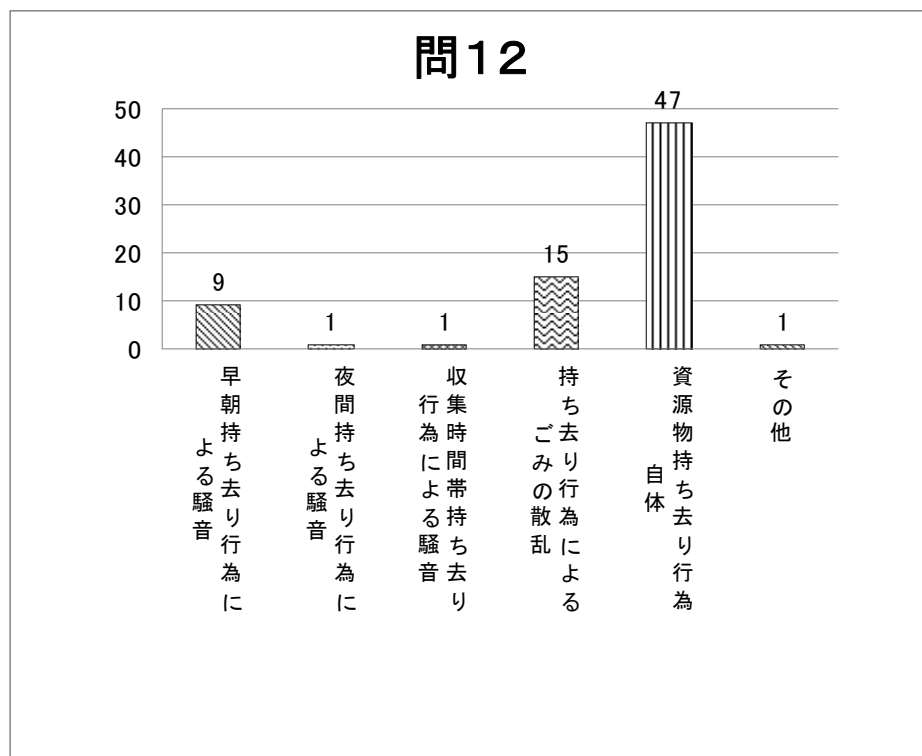
実際に制裁措置を行なった自治体でも10件以下がほとんどだった。

問 11 貴市町村では、住民からの通報があった場合、どのように対応していますか。

・持ち去り行為禁止の看板を提供、設置をしている。

- ・警察への通報
- ・パトロールの実施
- ・通報後、持ち去り行為現場周辺のパトロールを重点的に実施
- ・持ち去り行為を目撃した日時・場所・車のナンバー等を記録し、パトロールの参考にしている。
- ・警察にも通報して頂くようお願いしています。

問 1 2 住民からの通報の内容等についてお伺します。

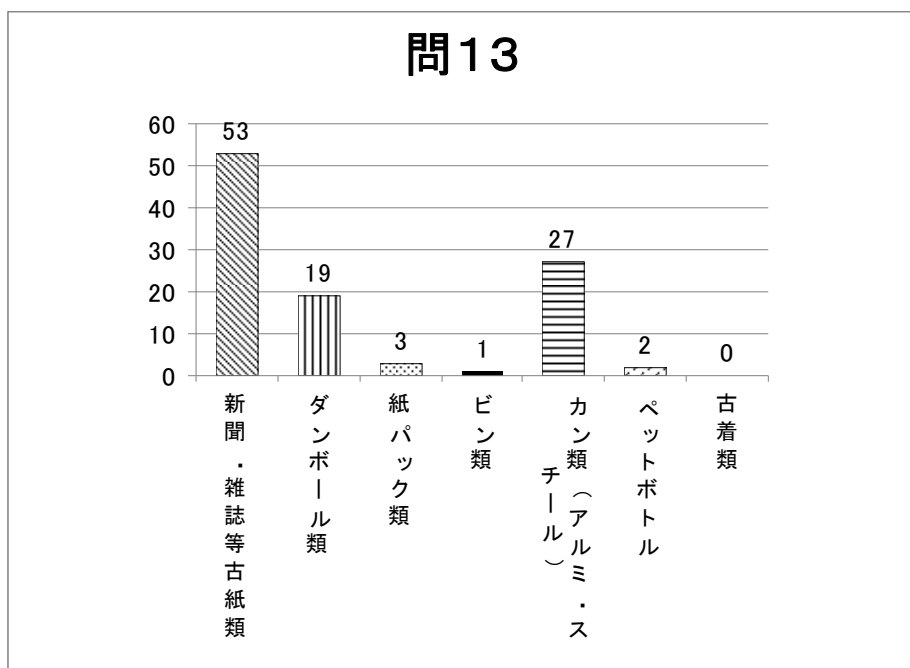


通報内容としては、資源物持ち去り行為自体に関するものが特に多かった。

その他の通報内容として

- ・持ち去り行為は確認されていない。

問 1 3 持ち去られる品目はなんですか。

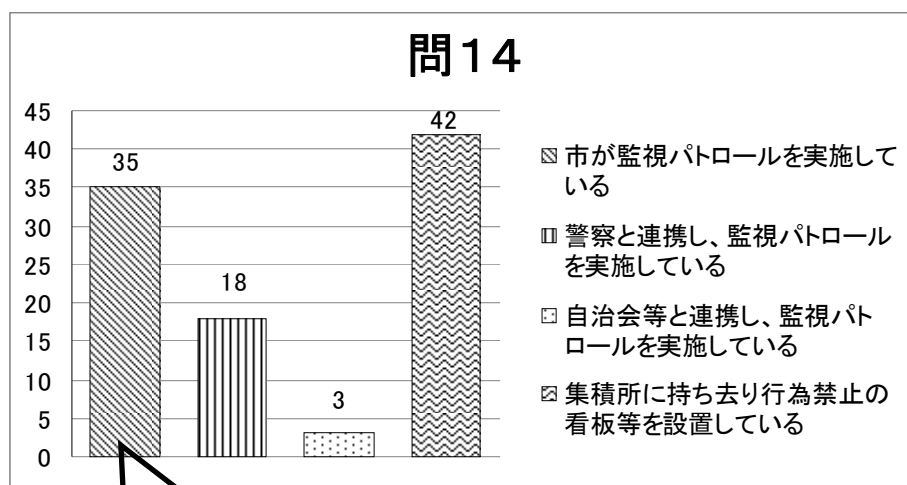


持ち去られる品目としては、新聞・雑誌等古紙類が多く、続いてカン類、ダンボール類だった。

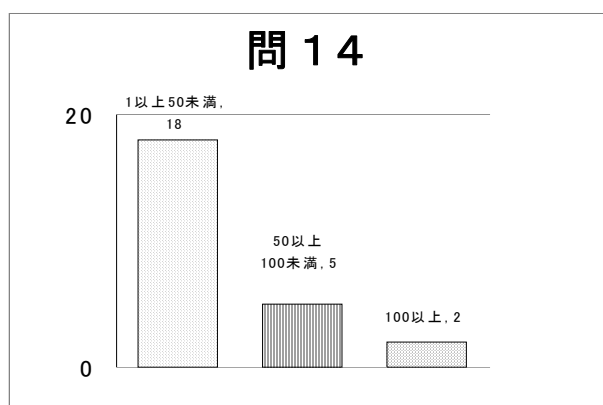
その他の品目として

- ・ 金属類
- ・ 自転車
- ・ 家電
- ・ なべ、やかん、フライパンなどの鉄製品
- ・ 持ち去り行為が確認されていない。

問 1 4 持ち去り行為の防止対策の実施状況についてお伺いします。



年間パトロール回数



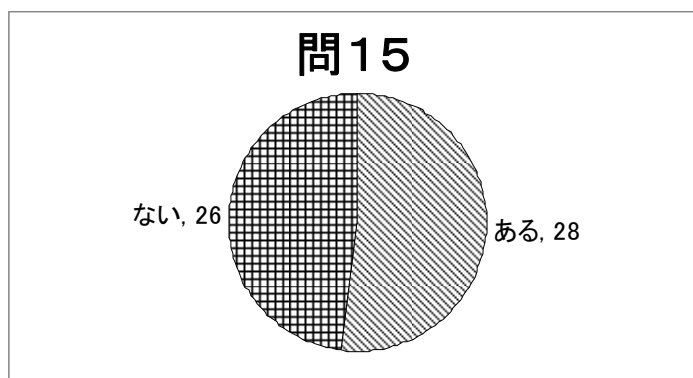
防止対策としては、集積所に持ち去り行為禁止の看板を設置している、市が監視パトロールを実施しているが多かった。

年間パトロール回数は50回未満が大半で、最高は120回という結果だった。

その他の防止対策として

- ・市町村及び委託業者による早朝パトロール。
- ・広報紙に撤去禁止ビラを封入し、全戸配布。
- ・早朝回収。
- ・警察への協力、情報提供。
- ・実施していない。
- ・今年度、緊急雇用で実施し、シルバーに委託。

問 1 5 問 1 4 の防止対策を実施した中で、防止に繋がった事例はありますか。



実際に持ち去り行為の防止に繋がった事例について、「ある」と回答した自治体は28と約半数だった。

問 1 6 問 1 5 で「1 ある」とお答えの市町村は、具体的に事例を記入してください。

具体的な事例は次のとおり

- ・ 条例を施行し持ち去り禁止看板を設置したところ、本年度のアルミ缶収集量が前年同時期に比べ62%の増となった。
- ・ パトロール中に持ち去り行為者を発見し、阻止した。
- ・ 警察に被疑者を引渡すケースが増えた。
- ・ 直接、検挙に至った。
- ・ 警告書の交付を行なったことで、犯罪抑止効果ができた。
- ・ 監視パトロール実施中に持ち去り行為者の違反行為等の未然防止や持ち去り行為による条例違反で告訴に繋がった。
- ・ 持ち去り業者の減少。

問 1 7 貴市町村では、持ち去り行為を防止するため、今後予定している効果的な防止対策や他の自治体を実施している効果的な防止対策がありましたら、具体的に記入してください。

具体的な防止対策は次のとおり

- ・ 地域住民の協力や警察と連携したパトロールの実施及び強化。
- ・ 集積所に持ち去り看板の設置。
- ・ 資源物（新聞・雑誌・ダンボール等）を結束するひもを他市町村で使っていない、市独自の紙ひもとし、その紙ひもで結束されていた資源物が積み込まれていた際に、他市町村で積み込んだと言い訳できないようにしている。

- ・「持ち去り禁止」という表紙を新聞の上に置き縛って出すといった取り組みをしたり、チラシを全戸配布。
- ・車両ナンバー等関係車両情報の共有化

問 18 何かご意見等ございましたら、ご記入ください。

意見は次のとおり

- ・条例ではなく廃掃法無許可で対処できないか。
- ・警察に検挙されたにもかかわらず、懲りずに続けている。
- ・単に持ち去り行為防止のことだけであれば、戸別収集により解決できるのでは。
- ・なかなか効果的な方策が見出せない。

2) 法制度の整理

次に、法制度等について整理していきます。

(1) 条例等の制定状況

アンケートの結果から県内の約7割に及ぶ自治体において、資源ごみの持ち去りを防止するため、資源ごみの持ち去り禁止に関する規定だけを単独で条例制定するのではなく、現行の廃棄物処理に関する一般的な条例に追加し、集積所に出された資源ごみの所有権が自治体にある旨を規定している。

例えば所沢市や飯能市では、平成16年に現行の条文に加え、「家庭系廃棄物のうち、資源物の所有権は、市に帰属する。」「市又は市長が指定する者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。」と明記し、条例の一部改正を行なっている。

また、最近では春日部市、草加市、戸田市、三郷市、吉川市の5団体にあっては、持ち去り行為を防止するため、その実効性を確保する手段として、行為者に対して中止命令書の交付や誓約書を提出させ、その後においても資源物を持ち去る行為者に対しては、違反行為の事実の公表や警察への告訴、罰金20万円を科すといった制裁措置を含めた条例を制定しているところもある。

特に草加市にあっては、上記の制裁措置に加え、職員が違反行為を行った者に対し、建物に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査できる旨も条例で定めている。

(2) 資源ごみの所有権

条例等を制定するうえで、この資源物の所有権が果たして自治体にあるのかが重要であり、集積所に出された資源ごみは、住民から自治体に対して譲り受けたものであり、それに基づいて資源ごみの所有権を自治体に帰属させるという説と、集積所に出された資源ごみは、住民が所有権を放棄した無主物であり、それを自治体が代理占有したものと考えるという説がある。

一般的に行政が回収している資源ごみは、住民自らが居住する自治体の収集方法に従って適正にごみを分別し、決められた収集日に回収してもらうために集積所に出したものであり、自治体は住民から譲り受けたものと解せる。

また、その資源ごみの所有権がいつの時点で住民から自治体に移転するのかは、ごみ集積所に出されたときとする説と、自治体が指定する収集業者が収集し、占有下に収めたときとする説がある。

(3) 現行法令の整理

各自治体においては、資源ごみの持ち去りを防止するため、職員が住民からの通報を受け、周辺パトロールを行ったり、定期的に早朝パトロールを実施し、行政回収業者以外の者が資源ごみを持ち去る行為を発見すると、窃盗として警察に通報している。

しかし、市民が新聞や雑誌等の資源物を集積所に搬出した時点で、その資源物は住民の所有権はなくなっていると考えられ、刑法第235条の規定にある『他人の財物を窃取』したとはいえない。また、刑法第254条の遺失物横領罪にも当てはまらず、『遺失物、漂流物』ではないし、『占有を離れた他人の物』でもない。

そこで、住民が搬出した資源ごみは、集積所に置かれた時点で、その所有権が行政に移ったと考えたいが、法的根拠を探すのが難しく、ごみ集積所も事実上のもので、行政が管理しているものではない。

また、民法第239条の『無主物』とは、所有者のない動産は、所有の意思をもって占有した人が所有権を取得するものであり、これを『無主物先占』という。

職員が監視パトロール中に持ち去り行為を発見し、窃盗罪（10年以下の懲役又は50万円以下の罰金）として被害届を警察に提出しても、“集積所に置かれた資源ごみの所有権が誰にあるのか。”ということから、“集積所に置かれた廃棄物は法律上、無主物であり、勝手に持っていても盗みにはならない。”また、“その集積所の場所は、自治体が指定し、周辺の住民が搬出したごみを拠点回収するための集積所であるという表示があり、安易に判断できるものであるか。”といったことから、実刑判決がなされる可能性が極めて低く、不起訴となる場合が大半で、一向に持ち去り行為が根絶されないのが現実である。

3 検討・まとめ

各自治体では、この資源物の持ち去り行為を防止するため、早朝パトロールの実施やごみ集積所に持ち去り禁止看板の設置、また条例等により集積所に出された資源ごみの所有権を明確に定義づけ、罰則を設ける等の防止対策を講じている。

しかし、アンケートの結果から、条例等を制定したにもかかわらず、半数以上の自治体において、持ち去り行為に対する苦情件数が一向に減少していないという状況にあり、逆に苦情件数が増加したとの回答もある。

効果的な対策例としては、住民が資源ごみ（新聞・雑誌・ダンボール）を出す際には、独自の紙ひもを作成し、その紙ひもで結束し出してもらったり、「持ち去り禁止」と記載した表示紙を配布し、新聞の束の一番上に載せ、ひもで縛って出してもらうといった事例があった。そして、単に持ち去り行為自体をなくすのであれば、戸別収集するという意見もあった。

しかし、昨今の自治体の財政事情等の観点から、費用対効果を考えるとこれといって最良の防止対策を見出せないのが現状である。

また、A市にあっては、緊急雇用対策事業の一環として、臨時職員による早朝パトロールを一定期間に実施したところ、そのA市内の資源物の持ち去り行為は減少したものの、隣接するB市にあっては、今まで住民から苦情通報がなかった車両が目撃され、逆に資源物の持ち去り行為が増加したというケースが発生している。

そのため、この持ち去り行為を根絶するためには、持ち去り行為者が一部の自治体内だけにとどまらず、広域的に持ち去り行為を行なっているものと推察し、自治体ごとに防止対策を実施するよりも広域的な取り組みとして、持ち去り行為を発見し、中止命令書（警告書）を交付した者や車両の特徴といった情報の共有化も必要ではないかと考える。

また、各自治体にあっては、住民が手間暇掛けて分別した資源ごみを行政が適正な処理ルートに基づき資源化することにより、住民と行政の信頼関係が成り立っていることを再認識し、警察との連携を強化させパトロールを実施したり、現行の関係条例等の整備や防止対策を見直しすることが必要である。

そして、持ち去り行為を撲滅するためには、県内にある古紙再生業者や古紙問屋との間で、集積所から持ち去った紙類を持ち込む者とは取引しない旨の協定を結んだり、住民に「持ち去り禁止、行政が回収する資源物」と記載した意思表示紙を新聞や雑誌の束の一番上に載せ、ひもで縛って出してもらうなど、行政だけではなく住民の理解と協力を得ることも重要である。

今後、各自治体において、この資源物の持ち去り行為を防止するために条例等を整備するうえで、東京都世田谷区の事例は大変参考になりましたのでご案内します。

【世田谷区の条例制定と裁判での見解】

東京都世田谷区にあっては、資源物の持ち去り行為に対し、住民から年間1,000件を超える苦情電話が寄せられていたことをきっかけに、東京23区で初となる区条例に罰則規定を盛り込んだ条例改正を平成15年度に創設した。

その条例改正内容は、次のとおりである。

- ① 区と区の委託業者以外の者が、集積所から資源物（古紙・ガラスびん・缶など）を持ち去る行為を禁止する。
- ② 持ち去り行為を禁止した者に対して、持ち去り行為をやめるよう区が命令することができる。
- ③ 禁止命令を受けた後もなお持ち去り行為をした者には、20 万円以下の罰金が科せられる。

区ではこの条例改正に合わせて、警察と連携しパトロールを強化したり、持ち去り行為を発見した場合には、禁止命令書を交付し、繰り返しその命令に従わなかった者に対しては、告発を行うようにした。

この条例違反として罰金を科せられた古紙回収業者と区で争われた裁判では、区内のごみ集積所から資源物を収集・運搬できる業者を区が指定し、それ以外の業者による収集・運搬を禁じたことについて、憲法第 22 条が保証する営業の自由が侵害し、廃棄物処理法第 7 条第 1 項の但し書きの「専ら再生利用の目的となる一般廃棄物」の規定や民法第 239 条第 1 項の無主先占の規定（所有者のない動産は、所有の意思をもって占有することができる）に矛盾するか否かが論点となった。

その結果、区が制定した資源の持ち去り行為を規制した条例は、

- (1) あくまでも区の行政回収制度における資源物をごみ集積所から持ち去る行為を禁止したものであり、廃棄物処理法第 7 条第 1 項の規定とは矛盾しない。
- (2) 区民には行政回収制度の利用を義務付けていない。
- (3) 古紙回収業者などの本来の事業活動を規制するものではない。
- (4) 集積所に置かれた資源ごみの所有権についても、最終的には区の管理、所有にゆだねるために区民が集積所に置いたものであり、区が指定する者以外の者が持ち去る行為は、所有権の侵害に当る。
- (5) 犯罪構成要件となる「所定の場所（ごみ集積所）」の明確性・公示性については、ごみ集積所は区の一般廃棄物処理計画に明記された「定められた場所」であり、そこを利用する区民が協議のうえ位置を定め、区が収集可能であると認めた場所であることから、犯罪構成要件として不明確な点はない。
- (6) 各集積所の位置は、区が業務を所管する部署に備え付けてある「ごみ集積所地図」で確認でき、新たに集積所が決まるたびに、職員が赤丸等の印を書き入れていることやごみ集積所であることが看板などで明示されていることから明確性・公示性もある。

として、古紙回収業者に罰金 20 万円が科せられた。

なお、世田谷区における持ち去り行為に関する一連の裁判事例は、別紙のとおりである。

以上のことから、罰則規定まで盛り込んだ条例等を整備するためには、持ち去り行為が犯罪だとするため、次のような要件が必要となる。

- (1) 一般廃棄物処理計画で、ごみ集積所の場所（地番など）を把握し、明確にし

ておくこと。

- (2) ごみ集積所の位置が安易に把握できるよう表示しておくこと。
- (3) 地図等を用いて、常に最新のごみ集積所の場所を明示した地図を備え付けておくこと。
- (4) 資源ごみとは何かを明確にしておくこと。
- (5) 資源ごみの行政回収システムを円滑に運用するための手段として、持ち去り行為を禁止していること。
- (6) 自治体の長又は自治体が指定する回収業者以外の者が、資源ごみを収集・運搬した場合、その者に対して収集又は運搬を行なわないよう命ずることができること。

今回のアンケート結果や各自治体からいただいた効果的な事例やご意見等を参考にして、資源物の持ち去り行為が減少していくことを期待します。

(別紙)

最高裁判所に至るまで争われた世田谷区古紙持ち去り行為に対する事案

【事件名】 世田谷区清掃・リサイクル条例違反被告事件

【事案の概要】

世田谷区では、一般廃棄物行政の一環として、資源廃棄物の行政回収制度を整備し、集積所に出された古紙について、持ち去りが多発し、住民から多くの苦情が寄せられる状況が続き、その持ち去り行為に対して実効性ある対策を講じるため、平成15年に条例改正を行い、ごみ集積所の資源ごみを警告や禁止命令を無視して持ち去った場合、罰金20万円を科す罰則を平成16年3月10日から施行した。

平成16年6月23日午前9時40分ころ、世田谷区長が指定する者以外の者（古紙回収業者）が、世田谷区清掃・リサイクル条例第35条第1項に規定する区の一般廃棄物処理計画で定める所定の場所から古紙を収集したため、同日、世田谷区長から同条例第31条の2第2項の規定により、区が指定した再利用の対象ごみ（古紙・ガラスびん・缶等）を収集・運搬する行為を行なわないよう命じた。

しかし、再び同者が同年11月10日午前7時24分ころ、区の一般廃棄物処理計画で定める所定の場所から、古紙約12.1kgを普通貨物自動車に積み込んで収集し、上記の命令に違反した。

そのため、世田谷区では条例第79条第1号に基づき、その者に対して命令違反として罰金20万円を科した。

【裁判の概要】

1審の東京簡易裁判所の判決によると、ごみ集積所の場所の規定があいまいだとの理由から「不明確な規定で刑罰を与えることを禁じた憲法に違反する。」と判断し、また、廃棄物処理法が一般廃棄物の持ち去り行為に罰則規定を設けていないことを踏まえ、「条例で罰金を科すのは同法に違反し、自治体の条例制定権を逸脱している。」とのことで無罪となった。

平成19年12月18日の2審の東京高等裁判所では、ごみ集積所の位置について「集積所に看板があるなど安易に理解できる。」とし、廃棄物処理法との関係についても「法では持ち去りを規制することを禁じておらず、条例で罰則を定めても問題ない。」として逆転の有罪判決を下した。

その後、上告され、平成20年7月17日に最高裁判所において、控訴審が行なわれ、被告人は区長が指定する者以外の者であるのに、区の一般廃棄物処理計画で定める所定の場所から古紙等再利用の対象として指定した物を回収し、資源ごみを収集・運搬する行為を行なわないよう命じたにもかかわらず、その命令に違反している。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項のただし書きとの関係については、本来一般廃棄物の収集運搬を業として行う者は、市町村長の許可を得なければならないが、その例外として古紙回収業者のように専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを収集運搬する者は、市町村長の許可が必要ないことを定めただけの規定にすぎず、市町村が行なうべき一般廃棄物の処理について補完する存在である。

また、世田谷区の条例は、地方自治法第14条第3項の規定の条例による罰則規定権の範囲を超えたものではない。

区の一般廃棄物処理計画によると、一般廃棄物の収集については、区民等の協力を得て分別して排出する場所として定めた一般廃棄物の集積所は明らかであり、被告人からの上告の申し立てを棄却決定し、持ち去り行為に対する罰金命令が確定した。

一連の裁判の中で、「一般的に区民は、最終的には区の管理・所有にゆだねる意思で集積所に置くものと解され、行政回収システムのルートに乗せるために資源ごみを出している。持ち去りを放置することは、多くの区民の意思を裏切ることになる。」として、安定した行政回収を維持するためには、住民の協力が不可欠であり、こうした視点も踏まえ、自治体が罰則を設けて資源ごみの持ち去り行為を排除することに合理性があり、区の条例制定の必要性や内容等が著しく不合理であるとはいえず、条例を制定するに当たってその裁量権を逸脱したとはいえないとしている。

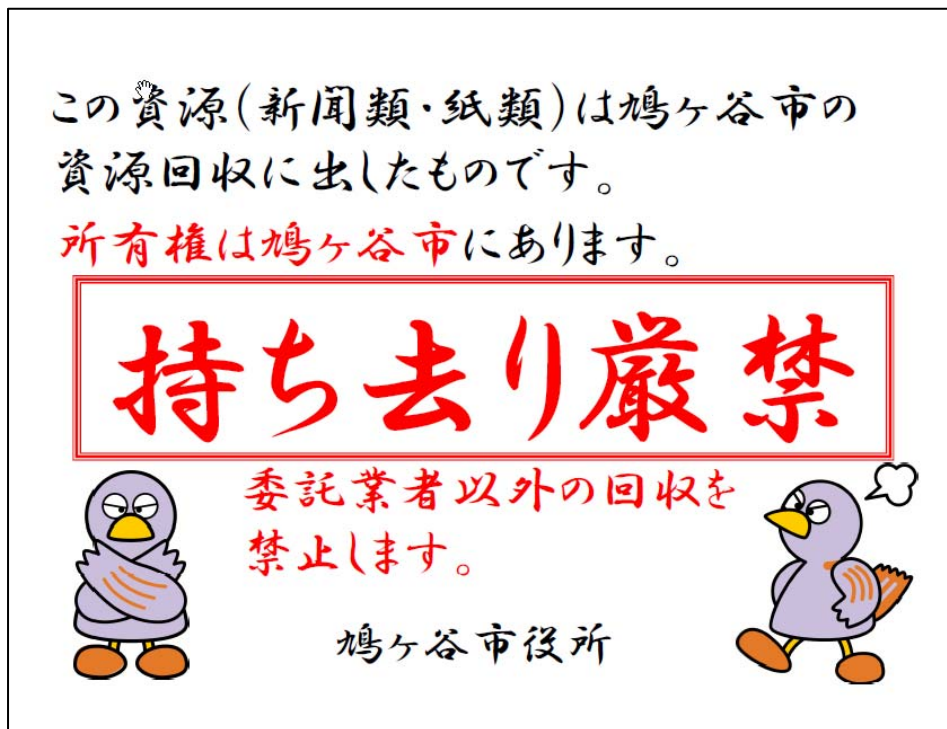
上記のとおり、罰則を科す目的は、自治体が定める一般廃棄物処理計画に基づき、指定する回収業者以外の者が、無断で資源廃棄物を集積所から持ち去ってしまう窃盗行為に対して罰則を科すものではなく、住民と行政の信頼関係を確立するとともに、資源廃棄物の行政回収制度の維持や円滑な実施を確保することを妨害する行為に対して罰則を科すことが主目的である。

1 審	東京簡易裁判所	7 人が無罪	5 人が有罪
2 審	東京高等裁判所 最高裁判所	1 2 人全員が有罪となり上告 上告を棄却	有罪が確定

この世田谷区の判例の影響は大きく、条例により罰則規定を設け、資源ごみの持ち去る行為を防止する対策として、全国から視察や問合せが殺到したとのことで今後「世田谷区方式」の条例を導入する自治体が増加すると予想される。

4 参考資料

- ① 世田谷区清掃・リサイクル条例、同施行規則
http://www.city.setagaya.tokyo.jp/topics/houki/dlw_reiki/index_014.html
- ② 世田谷区家庭ごみ等の収集・回収作業実施要綱
http://www.city.setagaya.tokyo.jp/topics/houki/dlw_youkou/mokuji_bunya.html
- ③ 平成19年12月18日東京高等裁判所における「世田谷区清掃・リサイクル条例違反被告事件」判決文
http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=03&hanreiNo=36424&hanreiKbn=02
- ④ 鳩ヶ谷市の「持ち去り禁止」意思表示紙



在宅医療廃棄物の取扱いについて

蓮田市白岡町衛生組合 塚越 忍

1 目的

在宅医療廃棄物の取扱い等については、埼玉県資源循環推進課より、平成20年5月8日付資循第62号『「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」について』及び平成20年7月10日付事務連絡「在宅医療廃棄物適正処理ガイドライン及び取扱いガイドの送付について」が各市町村に通知され、在宅医療廃棄物は一般廃棄物であることが明確に示され、その適正処理が促されている。

そこで、各市町村での在宅医療廃棄物の取組み状況について調査を行い、現状の把握をすることとした。

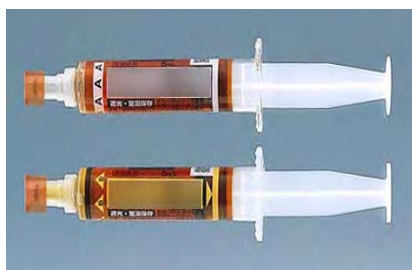
2 在宅医療廃棄物とは・・・

『医師や看護師が行う、訪問診療・訪問介護等により発生した医療廃棄物』

『医師等の訪問を伴わず、医師の指導管理に基づき、患者等が自ら医療行為を行うことにより発生した医療廃棄物』

3 在宅医療廃棄物の種類

注入器



カートリッジ



バッグ類



カテーテル類



4 在宅医療廃棄物の種類

ガーゼ類



インスリンの針
(鋭利ではあるが安全な仕組みを持つもの)



経腸栄養剤などの缶



気管支拡張剤



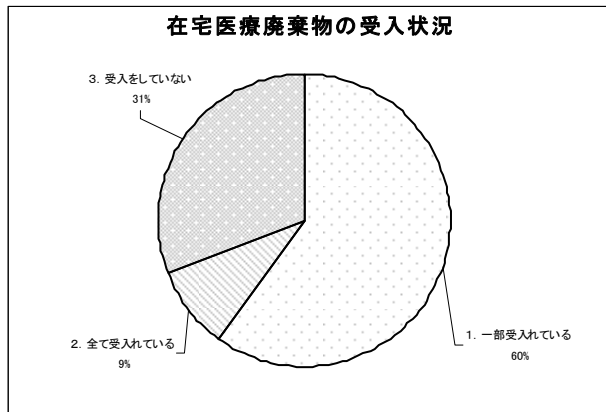
5 調査内容及び結果

平成21年12月に市町村・一部事務組合（85自治体）を対象に「一般廃棄物処理に関する取組について」次の項目のアンケート調査を実施し、その結果について報告する。

- ①在宅医療廃棄物は受入れているか？
- ②在宅医療廃棄物を受入れていない理由は？
- ③在宅医療廃棄物を今後受入れる予定は？
- ④取扱いについて医師会・医師との協議を行ったか？
- ⑤在宅医療廃棄物の取扱いについての周知はどのようにしているか？
- ⑥住民の排出形態はどのようにしているか？
- ⑦一般廃棄物処理計画への位置づけは行っているか？
- ⑧在宅医療廃棄物の排出形態を調査した経緯はあるか？
- ⑨収集中・処理中に針刺し事故はあったか？

調査結果 1

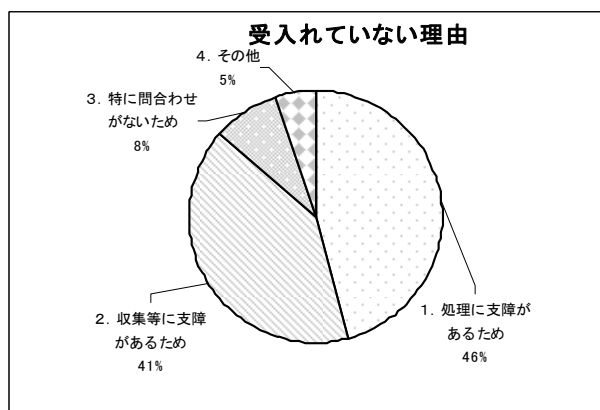
①在宅医療廃棄物を受入れていますか？



1. 一部受入れている	39件
2. すべてを受入れている	6件
3. 受入をしていない	20件

調査結果 2

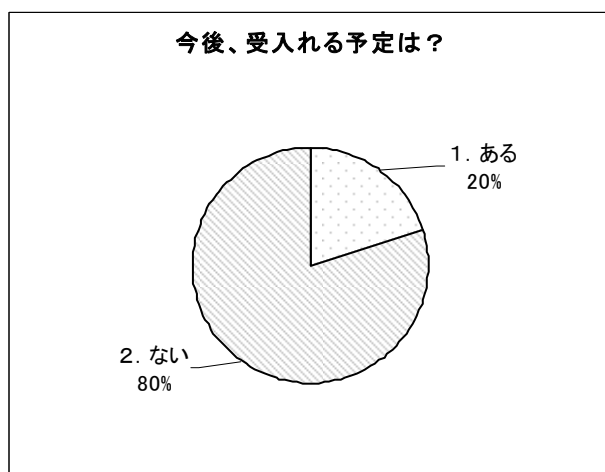
②在宅医療廃棄物を受入れていない理由



1. 処理に支障があるため	17件
2. 収集等に支障があるため	15件
3. 受入をしていない	3件
4. その他	2件

調査結果 3

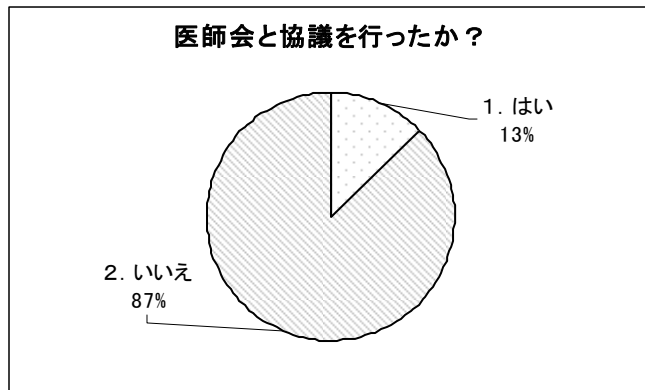
③在宅医療廃棄物を今後受入れる予定は？



1. はい	17件
2. いいえ	15件

調査結果 4

④取扱いについて医師会・医師との協議を行ったか？



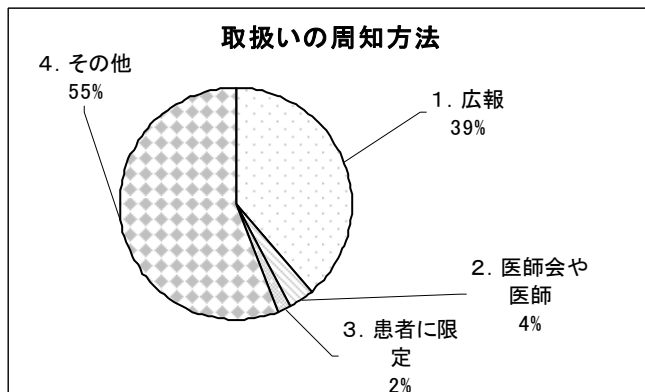
1. はい	17件
2. いいえ	54件

「はい」の回答には・・・

『医師会と協議をし、医療機関の窓口で対応することで調整している』との回答があった。

調査結果 5

⑤取扱いについての周知はどのようにしているか？



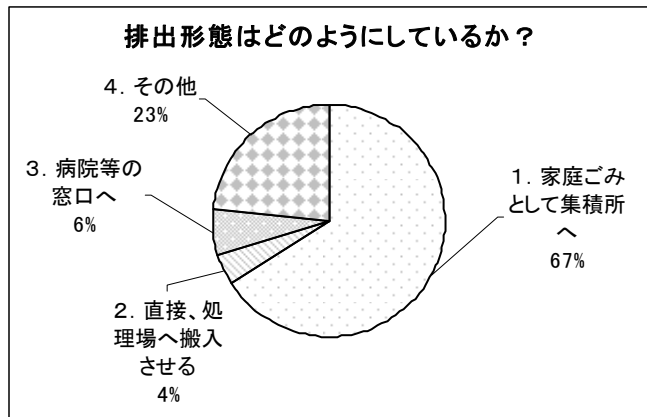
1. 広報を通じて行っている	22件
2. 医師会や医師の窓口を通じて行っている	2件
3. 患者に限定して周知している	1件
4. その他	36件

「その他」の回答には・・・

『ごみ分別日程表』『ホームページに掲載』『収集カレンダーに掲載』などがあつた。

調査結果 6

⑥住民の排出形態はどのようにしていますか？



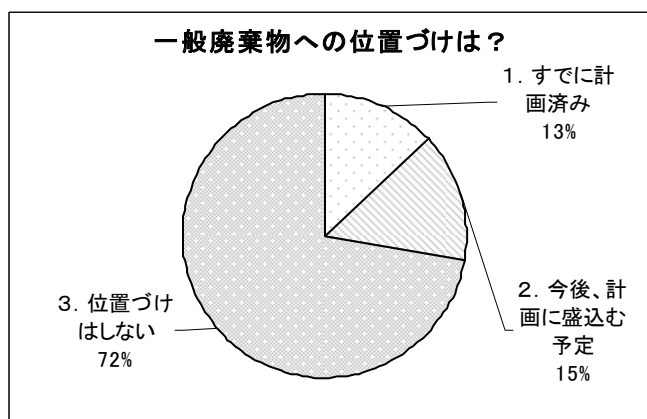
1. 一般家庭ごみとして集積所へ排出させる	3 1 件
2. 直接、処理場へ搬入させる	2 件
3. 診療所・病院の窓口を介して収集している	3 件
4. その他	1 1 件

「その他」の回答には・・・

『直接持ち込むか、職員が戸別収集する』『事前に連絡を頂き個別収集』『自己搬入してもらう』などがあつた。

調査結果 7

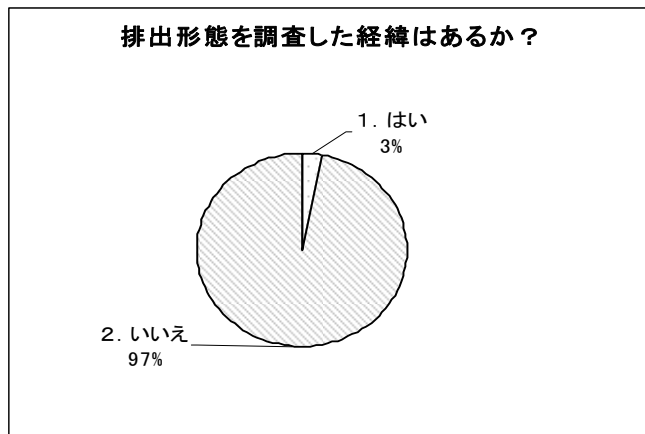
⑦一般廃棄物処理計画への位置づけは？



1. すでに計画に盛込んでいる	8 件
2. 今後の計画に盛込む予定	9 件
3. 計画の位置づけはしない	4 4 件

調査結果 8

⑧排出形態を調査した経緯はあるか？



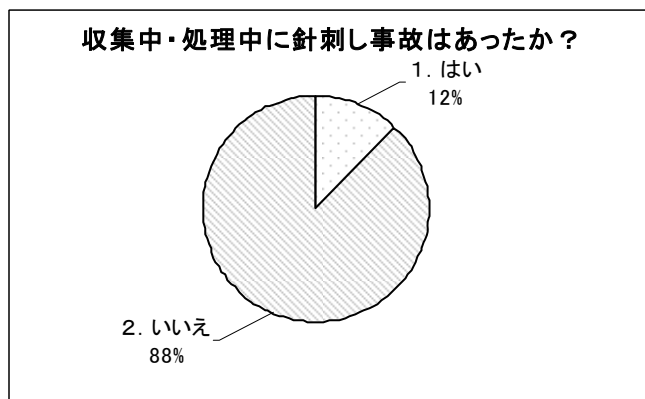
1. はい	2 件
2. いいえ	6 6 件

「はい」の回答の中には・・・

『収集業者に調査依頼し、該当する集積所の場所を把握した』などがあった。

調査結果 9

⑨収集中・処理中に針刺し事故はあったか？



1. はい	1 4 件
2. いいえ	1 0 1 件

「はい」の回答の中には・・・

【不燃ごみ選別中にインスリンの針が親指に刺さる事故が起こった。】

すぐに病院へ行き消毒等の処置を行い、その後は1年かけて経過をみた。

【収集中に針刺し事故が起こった。】

職員が現場へ行き、ごみ袋に警告シールを貼って、数日間様子を見た。

針刺し事故にあった従業員は病院に行ったが、その後は問題なかった。

【収集業者が収集中に針刺し事故を起こした。】

応急処置後に、肝炎検査を実施し、その後の経過をみた。

6 まとめ

アンケート結果から、埼玉県内の自治体の3割が在宅医療廃棄物は受入れていないことが分かった。

受入れていない理由は定かではないが、在宅医療廃棄物が一般廃棄物である以上は自治体が適正な受け皿を用意し、不適切な処理につながらないような処置を講ずる必要がある。

また、在宅医療廃棄物を受入れてはいるものの、一般廃棄物処理計画への位置づけを行っていない自治体は7割にもなることが分かった。

一般廃棄物処理計画へ位置づけることは、市町村の義務としての処理形態が明確にされるだけでなく、スムーズな回収・処理を行うためには重要なことである。今後の医療技術の進歩により在宅医療患者が増加することが考えられ、在宅医療廃棄物の排出の増加により、収集・処理中に針刺し事故等のリスクも高まるであろう。

このような状況下において、排出者に対し排出の方法を明確に周知するとともに、医療関係者とのリスクコミュニケーションを図り、お互いに共通認識を持つことで、スムーズな取組みが遂行されるものと思われる。

7 参考資料

在宅医療廃棄物の取扱いについて、参考となる文献を次に示す。

- ・廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル
(環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 平成21年5月)
- ・「在宅医療廃棄物の処理に関する取組み推進のための手引き」について(通知)
(埼玉県環境部資源循環推進課長 平成20年5月8日資源第62号)
- ・日本医師会(在宅医療廃棄物の取扱いガイド) 平成20年3月
- ・平成16年度事業 在宅医療廃棄物取扱方法検討調査報告書
(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成20年3月)
- ・在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理の推進について(通知)
(厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知 平成10年7月30日衛環第71号)

集積所の管理について

川島町町民生活課 主任 田中 宏
吉見町農政環境課 係長 蓮沼 悦男

1 目 的

自治会への未加入者が増加傾向にあり、ごみ集積所の利用にあたりトラブルが発生する事例が発生している。

2 結果・考察

各団体の収集方式については今回のアンケートではステーション方式が68で、ほとんどが集積所を設置して対応していることが分かった。次に管理については地元自治会や地域住民を中心とした利用者による管理がほとんどを占めていた。また、集積所管理に対する助成については補助金による助成、物品による助成など各団体により多様であった。

続いて、設置要件（基準）については利用世帯数を要件としているケースが53件あったが世帯数については各団体の状況により多様であった。

また、面積、隣接道路幅員などの要件を設けているケースも多く見受けられたが、作業上の安全性を考慮する上で必要なことと思われる。その外には集合住宅の建設等では開発時に集積所の設置を義務付ける団体も見受けられた。

今回の結果を踏まえ、当町においては集積所の設置申請がなされた時点で口頭による協議、指導をしているが、今後規定等を策定していく必要があると考える。集積所の管理についても今後有料化やそれに伴う個別収集などの要望も出てくると思われますので今後も引き続き検討をしていく必要があると考えられる。

3 検討・まとめ

今回のアンケート調査では、集積所管理については利用者の共同処理がほとんどの団体で原則となっていた今後も同様の形態を維持していくのが良いのではないかと考える。

提起させていただいた自治会未加入者の問題については、相互扶助の観点からも集積所の共有管理の必要性について説明し理解を得ていくことが肝要と考える。

その上でご理解をいただけない場合には自己責任による施設までの搬入をお願いしていくことになると思います。

集積所の管理について

問 1 収集方式は？										
1.	ステーション方式	68								
2.	戸別収集	0								
3.	その他	1	(拠点回収(加須市))							
問 2 集積所の管理は？										
1.	地元自治会	46								
2.	行政	0								
3.	その他	23	(利用者・使用者・排出者・地域住民)	21						
			(地区衛生協力会(行田市))	1						
			(無記入(草加市))	1						
問 3 集積所の消耗品・備品当の購入に対して、交付金・補助金は？										
1.	ある	14								
2.	ない	31								
3.	現物にて支給	22								
問 3-1 補助金や現物支給の対象を具体的にお書きください。										
	(自治会、衛生協力会、集積所に対しての助成・謝金)	6								
	(集積設備の設置・修繕に対しての一部補助)	7								
	(看板、ネット、カゴ等の支給・貸与)	22								
問 4 集積所の設置要件について？										
① 戸 数										
1.	あ る	53	2世帯	1	8世帯	1	25世帯	2	※ その他で、戸数要件ありが、3件あり。	
			4世帯	2	10世帯	17	30世帯	2		
			5世帯	7	15世帯	8	8~10世帯	1		
			6世帯	5	20世帯	9	15世帯以上	1		
2.	な い	6								
3.	その他	7	(管理者の判断、開発規模により協議、面積要件等)							
② 道 路										
1.	あ る	54	幅員4m以上	5	※ 複数回答あり ※ 主だったもののみ、計上					
			通り抜け、容易に転回できること	16						
			収集作業に支障がないこと	10						
			道交法、その他交通上問題がないこと	9						
2.	な い	13								
③ その他										
1.	あ る	43	集積所の面積要件あり	9	※ 道路要件として計上したものあり ※ 主だったもののみ、計上					
			利用者が場所確保、維持管理	9						
2.	な い	18								
問 5 戸別収集について										
1.	平成22年度までに実施	2	(H17.10~ 春日部市、騎西町)							
2.	平成22年度までに実施予定	0								
3.	計画中	2	(時期未定 川口市、加須市)							
4.	実施予定はない	52								
5.	その他	2								

リサイクルの今後の動向

本庄市環境推進課 主任 高橋 秀子

1 目的

ごみの減量とリサイクルの一層の推進を図るため、住民へのごみの分別を周知させるには、自治体ごとと決めている分類品目を県下統一となるようペットボトル以外のプラスチック製品を含め考えていく必要があるのではないかと考える。また、循環型社会形成を構築させるためには、更なる展開を考えていかななくてはならないと考える。

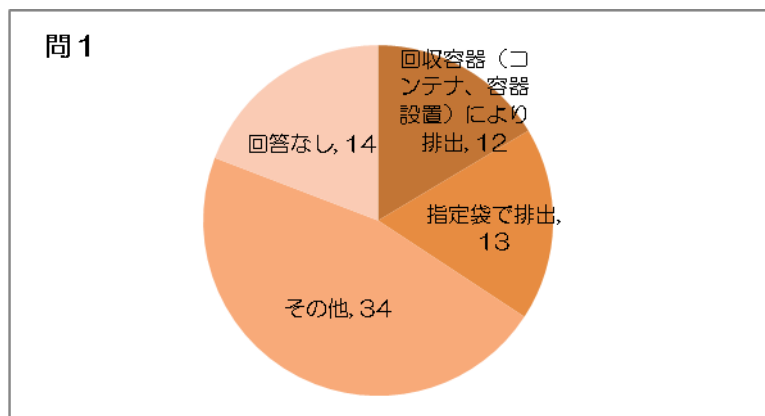
2 結果・考察

○法制度の整理

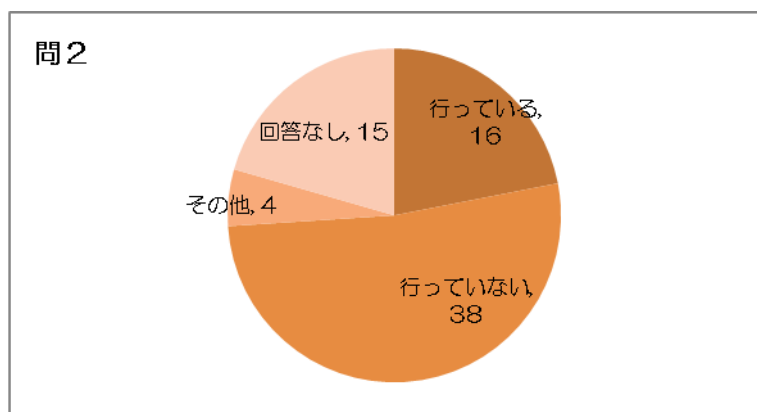
- 環境基本法による①環境の恵沢の享受と継承等、②環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等及び③国際的協調による地球環境保全の積極的推進の3つの理念のもとに環境保全に係る責務を果たす
- 循環型社会形成推進基本法による①廃棄物等の発生抑制②循環資源の循環的な利用及び③適正な処分が確保されることによって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をめざす
- 廃棄物処理法において、廃棄物のリサイクル等減量化の推進として、都道府県で処理計画を策定する
- 資源有効利用促進法により、廃棄物の発生抑制（リデュース）部品等の再利用（リユース）使用済み製品等の原材料としての再利用（リサイクル）を総合的に推進する
- 容器包装リサイクル法に基づき、一般廃棄物の大部分を占めかつ再資源として利用が技術的に可能な容器包装廃棄物について、市町村による分別収集及び事業者による再商品化等を促進する

○アンケート結果

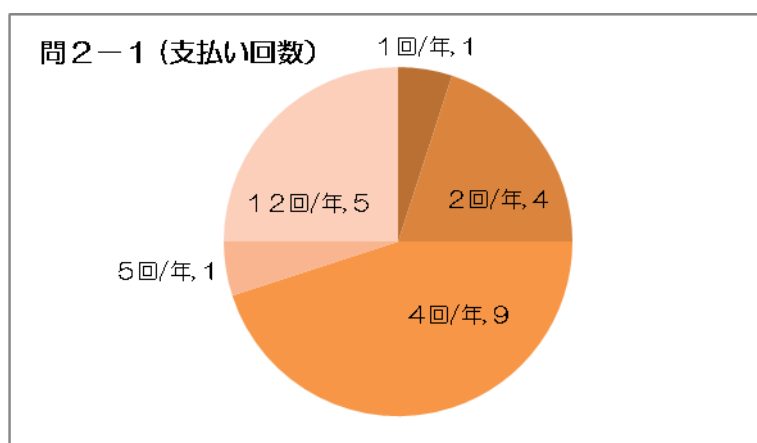
問1・容器包装リサイクル法に基づく廃棄物の排出方法は？（73 団体）



問2・排出された容器包装リサイクル法に基づく廃棄物に対して、自治会などへ交付金・補助金等を行っていますか？（73 団体）



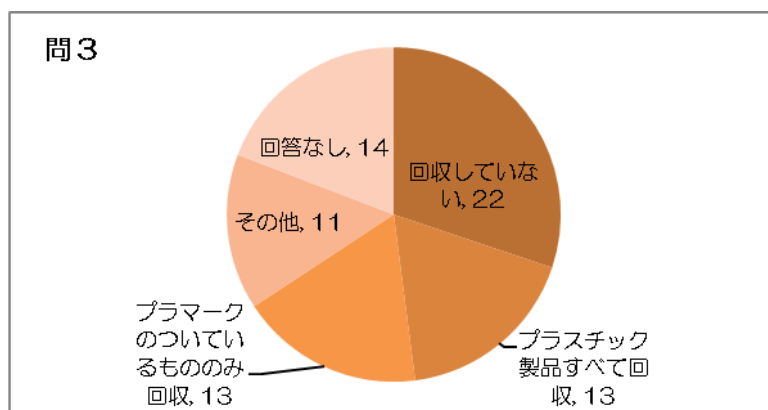
問2－1・交付金・補助金の支払い方法を具体的にお書き下さい。（該当 20 団体）



※ 支払いの方法の主なものは、

- ・市へ登録してある団体から申請があった場合に交付する。
- ・回収団体から収集した数量に応じ、業者へ交付する。
- ・地区の衛生団体へ支払う。 等であった。

問3・容器包装リサイクル法に基づく廃棄物のうちプラスチック製容器包装の回収を行っていますか。（73 団体；ペットボトルのみの回収は含まない）



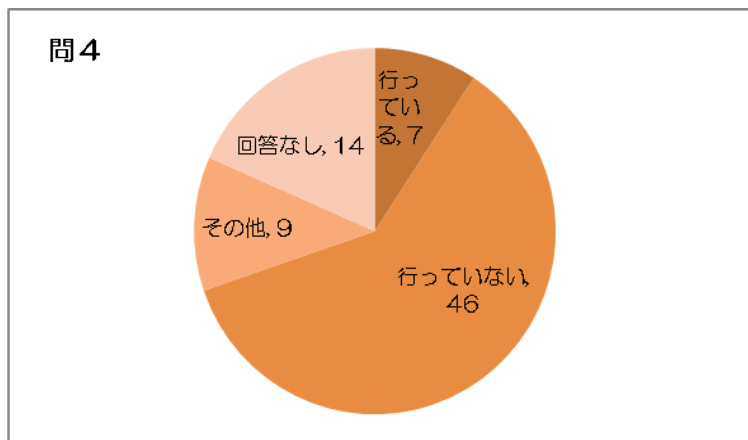
問3－1・回収している場合、方法や回数について具体的にお書き下さい。

ペットボトルについては、ほとんどの団体で月1、2回の回収を行っている。また、その他容器包装プラスチックについては、通常のごみと一緒に回収するところと資源プラの日を設定しているところとあるが、週1回の回収を行っているところが多い。(一部、月2回収の団体あり)

問3－2・現在の回収方法等で、問題となっていること。

- ・パッカー車で他のごみとその他プラスチックごみの混合回収のため、分別に手間と費用がかかる・・・2
- ・混合回収について市民から分別収集の指摘がある・・・1
- ・容器包装以外の物、汚れた物など異物の混入がある・・・9
- ・その他プラスチックの分別の判断が難しい・・・6
- ・その他プラスチックの回収数を週1回に増やしてほしい・・・1
- ・ペットボトルの増加により、集積所が飽和状態になることがある・・・2
- ・プラスチックごみは軽量であるため、風等により路上へ散乱することがある・・・2

問4・容器リサイクル法の基づく廃棄物の分別方法に関して、住民への説明会等を定期的に行っていますか。



問4－1・行っている場合、参加者の反応はどうですか。具体的にお書き下さい。

- ・ごみの分別方法について関心が高まる
- ・環境保全へ意識向上により積極的に参加している
- ・分別の方法について説明した
- ・分別についての問い合わせの増加
- ・汚れたものの洗浄方法について説明した
- ・反応に個人差がある

問5・今後、容器包装廃棄物の分別収集について見直す点があればお書き下さい。

- ・回収された容器包装物以外のプラスチック類の処理について・・・1
- ・容器包装についてもっとわかりやすくする・・・1

- ・プラスチック製容器包装とそうでないものの区別が付けにくい・・・1
- ・収集回数の検討・・・2
- ・収集の際の混同・・・1
- ・プラスチック排出用ネットの検討・プラスチック製品の分別の周知方法の検討・・・1
- ・減少する資源物について・・・1
- ・その他紙の分別方法・・・1
- ・プラスチック製容器包装の分別収集開始検討・・・3
- ・非容器プラスチックの回収・・・1
- ・化粧品のびんの収集・・・1

3 検討・まとめ

今回、リサイクルの今後についてを検討課題として自治体へアンケートを行い、回答結果をもとに部会で検討協議しました。

第5期埼玉県分別収集促進計画においては、その他プラスチックの回収を62%以上である44の自治体で行っており、今後は回収品目に容器包装以外すべてのプラ製品の追加も考えられます。また、排出量はわずかながらではあるが増加する見込みであり、今後は回収方法等について検討されるべきではないか。

昨今の環境に関する住民の意識の向上により、現在の自治体ごとの回収方法や回数では市民からの要望に対応することは困難である。今回のアンケートでは、排出方法や回収についてとともに、自治体での地元自治会や住民への対応を確認したが、住民一人ひとりの意識を変えていくことが広域的な広がりにつながると考えられる。ホームページや広報での周知だけでなく、講習会や説明会などたくさんの機会をつくり、地域活動をしていく必要があるのではないかと。

県内の地域差もあるが、ごみの分別収集に関しては、良い事例を参考に近隣市町村と調整を図り「環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会」の構築を目指し推進していかななくてはならない。

4 参考資料

- ・埼玉県分別収集促進計画（市町村分別収集促進計画）
- ・市町村ホームページ（ごみカレンダー、広報、例規集）

処理困難物(搬入禁止物)の取り扱いについて

川口市廃棄物対策課 主任 妹尾 武宏
川島町町民生活課 主任 田中 宏

1 目的

家庭などから排出される一般廃棄物には様々なものがあり、なかには大きすぎて運搬や破碎しにくいもの、引火や感染、有害物の発生などの危険を伴うものもある。このような一般廃棄物の処理は、原則として市町村が行うこととなっているが、市町村がもつ技術や設備では適正に処理を行うことが困難なものが適正処理困難物である。

適正処理困難物については、各市町村において搬入禁止物として指定し運用しているが、搬入禁止物に指定されているものについての問い合わせや自己搬入の対処に苦慮しているため、埼玉県内市町村の対処方法を調査研究することとした。

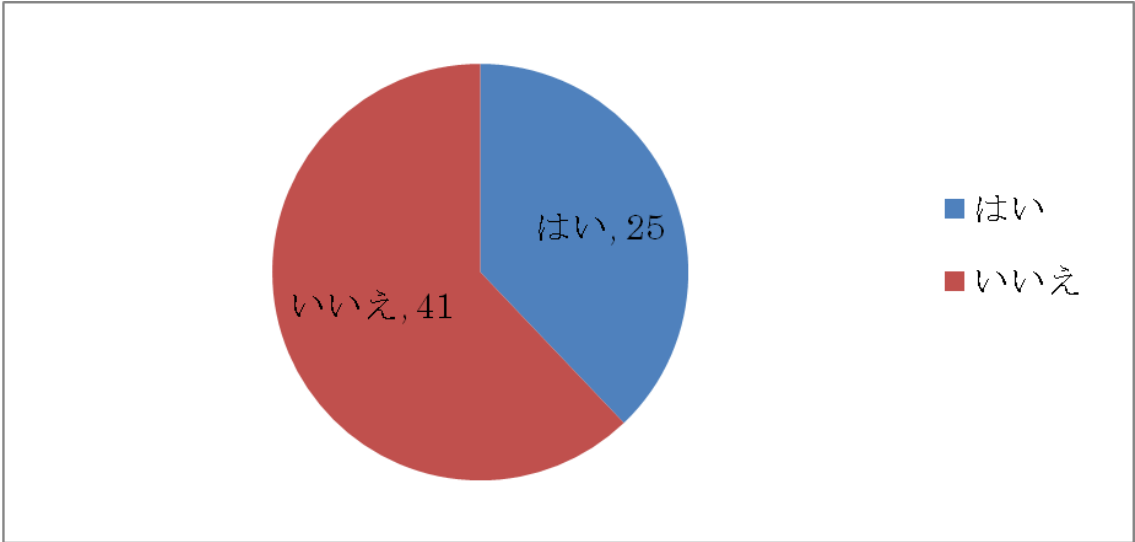
2 結果・考察

廃棄物処理法第6条の3では、現に市町村がその処理を行っているが、市町村による適正な処理が全国的に困難となっている一般廃棄物について、事業者に対し適正な処理を補完するために必要な協力を求めることができること等と定められていることから、各市町村が指定している処理困難物をどのように対処しているのか、アンケート調査を実施した。

【アンケート結果】

問1 搬入禁止物を条例、規則、要綱、要領などで定めていますか

はい	25
いいえ	41



問2 問1で「1」と回答された方は、名称をご記入ください

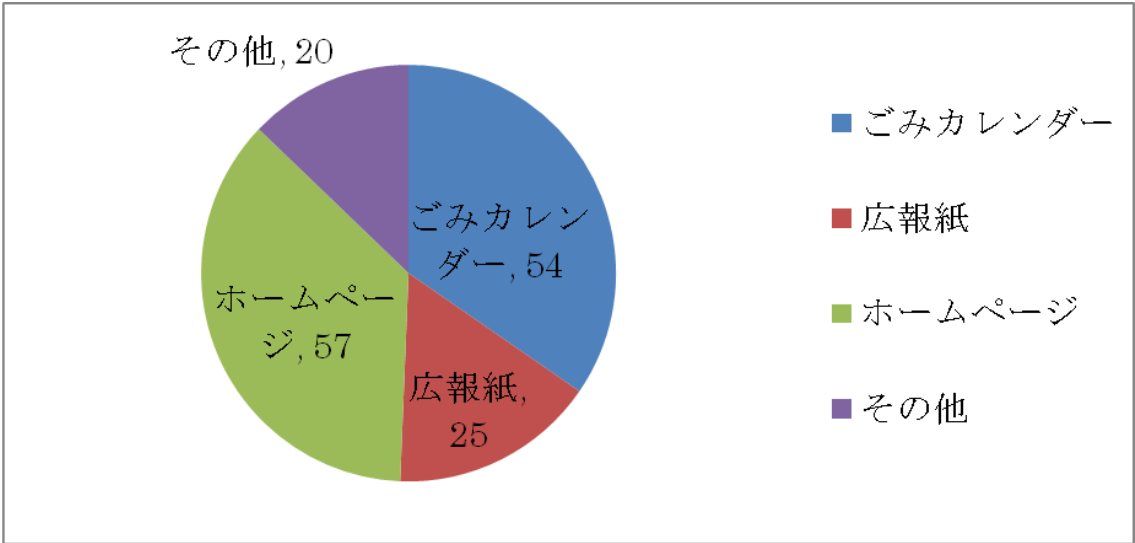
条 例	2 2	要 綱	2	受入基準	1
実施計画	3	基本計画	1	パンフレット	1

問3 指定している搬入禁止物をご記入ください

爆発性・引火性のあるもの（ガスボンベ、消火器、燃料等含む）	20
有害性・有害物質を含むもの（薬品含む）	16
建築廃材（土砂、ガレキ、コンクリート、ブロック、瓦等含む）	15
自動車部品（タイヤ、バッテリー等含む）	15
家電リサイクル法該当品目	9
危険性のあるもの ／ 処理困難・施設に影響を与えるもの	各 7
著しく悪臭を発するもの ／ 農機具類（脱穀機、耕運機含む）	
ピアノ（オルガン、エレクトーン含む）	各 6
特別管理一般廃棄物	
農業用ビニール ／ 50cc超バイク	各 5
その他、浴槽・医療廃棄物・金庫・塗料等あり	

問 4 搬入禁止物についての周知方法（複数回答可）

ごみカレンダー	54
広報紙	25
ホームページ	57
その他	20



問 5 問 4 で周知している場合、その周知している内容についてご記入ください（複数回答可）

禁止する根拠、理由	14
搬入を禁止している廃棄物の種類	67
搬入を禁止している廃棄物の種類処理方法	38
その他	3

その他内訳

自己処理、処理困難物	2
処分先の案内	1

問6 搬入禁止物を自己搬入してきた場合の対処方法

搬入禁止物を自己搬入してきた場合、少量の持ち込みを可能としているところも一部あるが、全体としては、受け入れ出来ない理由と処分方法を説明したうえで、持ち帰ってもらっている。

問7 家庭から出されたごみか事業所から出されたごみか判別付かないごみを自己搬入してきた場合の対処方法 例) 洗面台、風呂釜、建具など

その場での聞きとりにて判断。本人申告により処分可能なものは受け入れ。

自己搬入を予約制とし、予約時に事業系か家庭系か判別つかない場合は、受け取れない説明をしている。

問8 以下の品目について、住民からの問い合わせに対する対処方法を教えてください。

また、報告書への掲載について、公開の有無をお選びください。

品 目	対 処 方 法	公開	非公開
土	少量等条件付で受入 4。その他は販売店、引取可能店へ。	41	11
土のう	少量等条件付で受入 3。その他は販売店、引取可能店へ。	39	13
石	少量等条件付で受入 3。その他は販売店、引取可能店へ。	41	11
砂	少量、園芸用等条件付で受入 6。その他は販売店、引取可能店へ。	40	12
コンクリート	少量等条件付で受入 5。その他は販売店、引取可能店へ。	39	13
枝木	サイズ等基準値内で受入 4 5。その他は販売店、引取可能店へ。	44	8
材木	サイズ等基準値内で受入 3 5。その他は販売店、引取可能店へ。	43	9
廃油	少量等条件付で受入 6。その他は販売店、引取可能店へ。	43	9
ガソリン	受入なし。販売店、引取可能店へ。	42	0
火薬	少量、花火等条件付で受入 6。その他は販売店、引取可能店へ。	40	12
農薬	少量等条件付で受入 1。その他は販売店、引取可能店へ。	43	9
耐火金庫	サイズ等基準値内で受入 3。その他は販売店、引取可能店へ。	42	10
バイク	50cc以下等条件付で受入 1 1。その他は販売店、引取可能店へ。	44	8
タイヤ	条件付で受入 5。その他は販売店、引取可能店へ。	44	8
バッテリー	条件付で受入 1 0。その他は販売店、引取可能店へ。	44	8

(参考)

「石」 …漬物石は不燃物として排出可能（秩父広域市町村圏組合）

「砂」 …公園、河川敷など公共的な場所への排出（鳩ヶ谷市）

「枝木」 …堆肥化施設（東埼玉資源環境組合）を紹介（越谷市、八潮市など）

「廃油」 …拠点回収を案内（所沢市、本庄市）

「農薬」 …ホームセンターで販売されているもので少量であれば受け入れ可能（所沢市）

【考察】

その各自治体や団体の実情にあう処理をしている。やはり適正に処理することが困難な一般廃棄物については、事業者に協力を求めているようである。

3 検討・まとめ

適正処理困難物の処理については、廃棄物処理法に規定している、製造者や販売者などの事業者にも協力を求める自治体が大半であった。

一般廃棄物会計基準を用いた廃棄物の処理に係るコストなどを算出し、費用対効果を考慮しながら各市町村または組合で処理施設を確保していくことなどが今後の課題となるが、今後も事業者への協力は引き続き必要となるだろう。

また、拡大生産者責任の趣旨に基づき生産者による製品設計や素材選択の工夫なども必要となる。

4 参考資料

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（事業者の協力）

第六条の三 環境大臣は、市町村における一般廃棄物の処理の状況を調査し、一般廃棄物のうちから、現に市町村がその処理を行っているものであつて、市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が全国各地で困難となつていると認められるものを指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、環境省令で定めるところにより、当該市町村において当該一般廃棄物の処理が適正に行われることを補完するために必要な協力を求めることができる。

3 環境大臣は、第一項の規定による指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等の事業を所管する大臣に対し、当該一般廃棄物の処理について市町村が当該製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者の協力を得ることができるよう、必要な措置を講ずることを要請することができる。

4 環境大臣は、第一項の規定による指定を行うに当たっては、当該指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等の事業を所管する大臣の意見を聴かなければならない。

家庭ごみ収集有料化実施に伴う戸別収集等のサービス拡大について

幸 手 市 環 境 課 主 席 主 幹 新 島 浩
さいたま市廃棄物政策課 主 査 松 澤 秀 夫

1 目 的

家庭ごみ収集有料化を実施・検討している自治体は、排出量に応じて費用負担が発生する有料化を導入することにより、ごみの排出量を減らせば、経済的負担が軽減されるため、住民のごみ減量に対する意識が向上し、ごみの排出抑制や減量化が期待できることや、自治体の財政状況が逼迫している現状から新たな財源として期待できることなどから増加していると思われる。

さらに、環境省では、平成19年6月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を発表するなど、家庭ごみ収集有料化の一層の推進を図っているところである。

実際、環境省が発表した「一般廃棄物処理事業実態調査（平成19年度実績）」によれば、粗大ごみを除く収集区分の一部又は全部を有料化している全国の自治体は、1,816自治体のうち、1,069自治体（58.9%）（18年度1,049自治体（57.4%））となり、ごみ収集について、有料化を採用する自治体の割合は増加している状況である。

このような理由で、家庭ごみ収集有料化については、すべての自治体で検討せざるを得ない状況になると思われる。

一方、家庭ごみの収集については、自治会加入率の減少、ライフスタイルの多様化など様々な理由により、地域の連携が薄れてきたことも原因の一つとして、近年、ごみ収集所の設置や収集時間などにクレームが多くなっており、戸別集収や収集時間の変更などサービスの拡大や多様化を求める動きも増加している。

今後、家庭ごみ収集有料化を実施する自治体や既に家庭ごみ収集有料化を実施している自治体でも戸別収集等のサービス拡大を行うのか。そして、サービス拡大を行う場合には、費用の増額分をどのように賄うのかなど、家庭ごみ収集有料化に対する県内市町村等の現状を調査し整理するため、調査研究のテーマとするものである。

2 結果・考察

調査の結果、県内市町村で家庭ごみ収集有料化を実施している自治体は、下記（表１）のとおり１２団体（３市９町）となっている。

実施主体としては、幸手市、杉戸町、騎西町以外は、それぞれ一部事務組合で実施している。（表２）

手数料の徴収方法は、全ての団体で、有料指定袋を購入する形となっている。（料金は、（表１）のとおり）

徴収した手数料の使い道は、廃棄物収集及び処理費用に充当している。有料化を実施した際にサービスの拡大を実施した自治体は、秩父広域市町村圏組合のみ、家庭ごみ収集を拡大・変更したが戸別収集等を実施した自治体はなかった。従って、サービス拡大に伴う費用は発生しなかった。

また、実施が決定している自治体はなく、検討中と回答した自治体も６団体となり、大部分の自治体が「検討していない」と回答した。

（表１）

市町村名	導入年月	料金（大袋）	備考
秩父市	平成８年７月	５０円	
蓮田市	昭和３８年定額制	５０円	平成１２年４月単純従量制へ転換
幸手市	平成１８年１０月	５０円	
杉戸町	昭和５２年４月	４０円	
騎西町	平成１２年４月	３０円	
白岡町	昭和３８年定額制	５０円	平成１２年４月単純従量制へ転換
大利根町	平成１９年４月	３０円	
北川辺町	平成１９年４月	３０円	
横瀬町	平成８年７月	５０円	
皆野町	平成８年７月	５０円	
長瀬町	平成８年７月	５０円	
小鹿野町	平成８年７月	５０円	

(表 2)

一部事務組合名	構成市町村	料金（大袋）	実施時期	備考
蓮田市白岡町 衛生組合	蓮田市、白岡町	5 0 円	昭和 3 8 年 4 月	平成 1 2 年 4 月に 定額制から単純従 量制に変更
秩父広域 市町村圏組合	秩父市、横瀬町、 皆野町、長瀨町、 小鹿野町	5 0 円	平成 8 年 7 月	
大利根町北川辺 町衛生施設組合	大利根町、北川辺町	3 0 円	平成 1 9 年 4 月	

この結果から埼玉県内の自治体では、家庭ごみ収集有料化は、検討課題のひとつであるが、まだ具体的な検討に入っていないことがわかった。したがって、戸別収集等のサービス拡大についても検討されていないことを確認した。

また、すでに家庭ごみ収集有料化を実施している自治体でも戸別収集等を実施している自治体は無く、具体的な検討に入っている自治体も無いことがわかった。

このため急遽、既に、家庭ごみ収集有料化を実施している東京都下の 1 9 市に電話調査を実施した。

調査結果としては、①有料化と戸別収集を実施している市は、1 8 市となり、その内、有料化と同時に戸別収集を実施した市は 1 2 市だった。②指定袋（大袋）の料金は、一番高い市は 1 枚 8 0 円、一番安い市は 1 枚 4 0 円でかなりのばらつきがあった。③戸別収集に伴う経費は、大部分の市で大幅に増加している（委託方法の変更等により、増加を抑えている市もあった。）。等がわかったが、電話での調査だったため、詳細については調査できなかった。

3 検討・まとめ

残念ながら今回の調査では、県内市町村には、調査目的であった家庭ごみ収集有料化に伴い戸別収集等のサービスの拡大を実施した事例が無く、当初の目的を果たすことができなかった。

しかしながら、前述したとおり、①家庭ごみ収集有料化を実施している自治体は増加している傾向であり、首都圏の自治体等でも、家庭ごみ収集有料化を実施している自治体が増加しており、実施に伴い戸別収集等のサービス拡大を実施している事例が多いこと。②家庭ごみの排出抑制や減量

化のための有力な手段であること。③財政状況が逼迫している自治体にとっては、新たな財源として期待できることなどの理由で、家庭ごみ収集有料化を検討することは、実施するしないにかかわらず避けることができない課題であると思われる。

今後は、有料化に伴い戸別収集を実施した自治体に対し、継続的に調査を実施し、ごみ処理経費の推移や減量化の状況等を把握し、各自治体のごみ収集有料化を検討する際の参考資料とすることが必要と思われる。

4 参考資料

・アンケート結果

問1 家庭ごみ収集の有料化を実施していますか。

1 実施している 12市町（3市、9町）

市町村名	導入年月	指定袋制 料金（大袋）	徴収した手数料 料の用途	備考
秩父市	平成8年7月	50円	ごみ処理経費	秩父広域市町村圏組合
蓮田市	昭和38年定額制	50円	ごみ処理経費	蓮田市白岡町衛生組合 平成12年4月単純従量制へ転換
幸手市	平成18年10月	50円	ごみ処理経費	
杉戸町	昭和52年4月	40円	ごみ処理経費	
騎西町	平成12年4月	30円	ごみ処理経費	
白岡町	昭和38年定額制	50円	ごみ処理経費	蓮田市白岡町衛生組合 平成12年4月単純従量制へ転換
大利根町	平成19年4月	30円	ごみ処理経費	大利根町北川辺町衛生施設組合
北川辺町	平成19年4月	30円	ごみ処理経費	大利根町北川辺町衛生施設組合
横瀬町	平成8年7月	50円	ごみ処理経費	秩父広域市町村圏組合
皆野町	平成8年7月	50円	ごみ処理経費	秩父広域市町村圏組合
長瀨町	平成8年7月	50円	ごみ処理経費	秩父広域市町村圏組合
小鹿野町	平成8年7月	50円	ごみ処理経費	秩父広域市町村圏組合

※幸手市、杉戸町、騎西町以外は、一部事務組合で実施

2 実施予定である 0

3 検討中である 6 市町（川口市、加須市、羽生市、戸田市、鳩ヶ谷市、吉見町）

4 検討していない 5 2 市町村

問 2 手数料の徴収方法はどのように行っていますか。
（指定袋制の場合には金額も）

- ・有料化を実施しているすべての団体が指定袋制を実施している。
- ・検討中と回答した団体（6 市町）は、決定しているところは無かった。

問 3 徴収した手数料はどのようなことに使われていますか。

- ・有料化を実施しているすべての団体に徴収した手数料の使い道は、廃棄物収集及び処理費用に充当している。
- ・検討中と回答した団体（6 市町）は、決定しているところは無かった。

問 4 家庭ごみ収集の有料化を実施・検討するにあたり、戸別収集等のサービスの拡大を行いましたか。

- 1 戸別収集を実施した 0
- 2 その他 ・家庭ごみ収集を拡大・変更した。 1 市 4 町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町【秩父広域市町村圏組合】）
- 3 サービスの拡大を行っていない 7 市町（蓮田市、幸手市、杉戸町、騎西町、白岡町、大利根町、北川辺町）

問 5 問 4 で 1，2 に回答した方にお伺いします。サービス拡大に伴う費用はどのように手当てしましたか。

- 1 指定袋等の価格に転嫁した 0
- 2 市費 1 市 4 町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町【秩父広域市町村圏組合】）
- 3 サービス拡大に伴う費用の増加はなかった 0

不適正処理対応(ごみ屋敷)について

川口市廃棄物対策課 主任 妹尾 武宏

1 目的

俗にごみが異常にあふれかえっている住宅。家主がごみを蓄積・収集することが原因。景観の破壊・放火の危険性・悪臭などにより近隣住民に迷惑をかけることも多く、社会問題になっているのがごみ屋敷である。

近年、ごみ屋敷問題が急増しており、国土交通省が平成21年1月に初めて行った調査では、全国の250市区町村がごみ屋敷に悩まされていることが明らかになった。

埼玉県内の状況や実際処理したケースなどを調査研究し、今後の対応について検討していくものである。

2 結果・考察

【ごみ屋敷となる原因】

(1) ごみを集めてくる

ごみに対する執着心があり、拾ってきては家に置いて捨てることが出来ない。

(2) 整理整頓や片づけることが出来ない

生活する上で出てくる生活ごみなど、片付けられずに部屋にごみが溜まる。

(3) 部屋などにごみがたまっても不快と感じない

ごみの堆積など、異常な環境に対して無頓着で平気である。

(4) ADHD（注意欠陥・多動症候群）

脳の障害で衝動性・多動性・不注意などがあげられ、人口の3～5%がADHDにあたる。一般的に片づけが苦手と言われている。

大きな原因として上記4項目があるが、稀に宗教的な理由として「神のお告げがあったものなので捨てることが出来ない」と言われるケースもあるようだ。

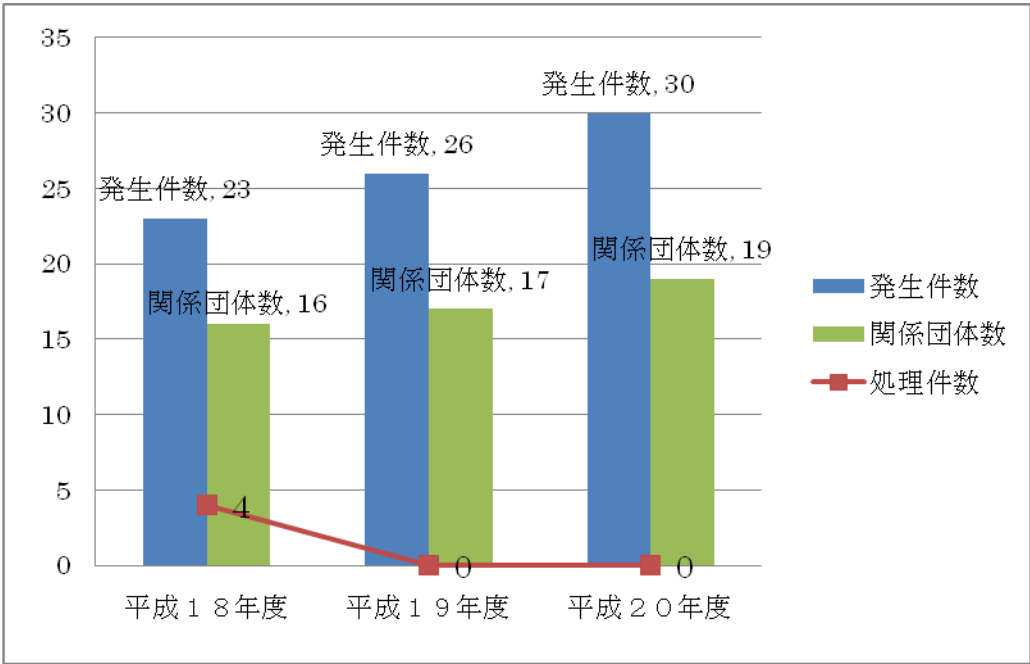
【アンケート結果】

これらを原因としてごみ屋敷化となるが、ごみ屋敷そのものを規制する法律がないのが現状である。そこで県内でどのように対応しているのかアンケート調査を実施した。

アンケート結果は次のとおりである。

問 1 過去3年間のごみ屋敷の発生件数と処理した件数

	発生件数	処理件数	関係団体数
平成18年度	23	4	16
平成19年度	26	0	17
平成20年度	30	0	19



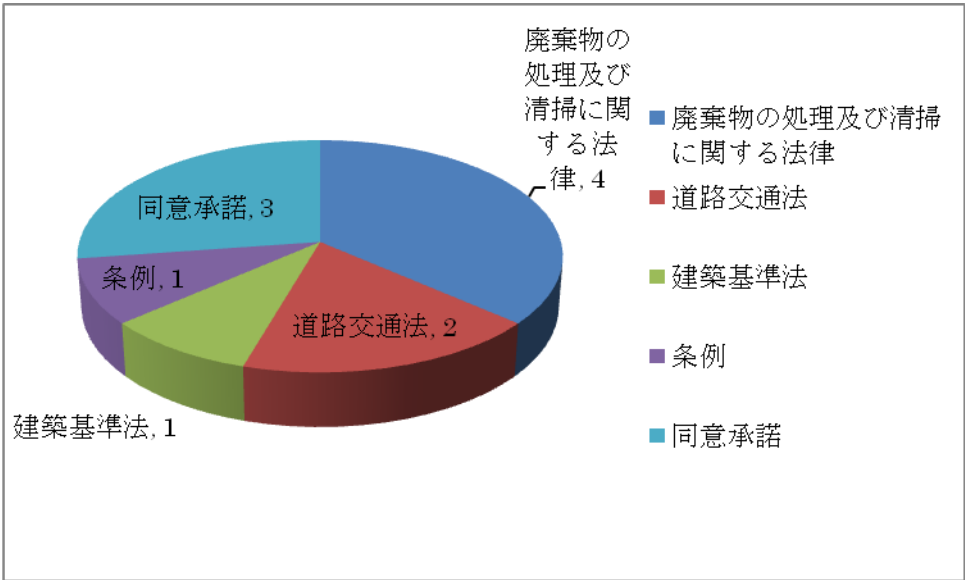
過去3年間のごみ屋敷発生件数やごみ屋敷に関係する団体は増加傾向にあるのに対して、処理については、継続しているものも含めて滞っている状況である。

問2 問1でごみ屋敷として処理した場合、ごみ屋敷の家主が財産と言われるものを廃棄物とした根拠（ごみ屋敷を処理した根拠）。またどこで機関で廃棄物として認めたのか

○ごみ屋敷を処理した根拠

(件)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律	4
道路交通法	2
建築基準法	1
条例	1
同意承諾	3

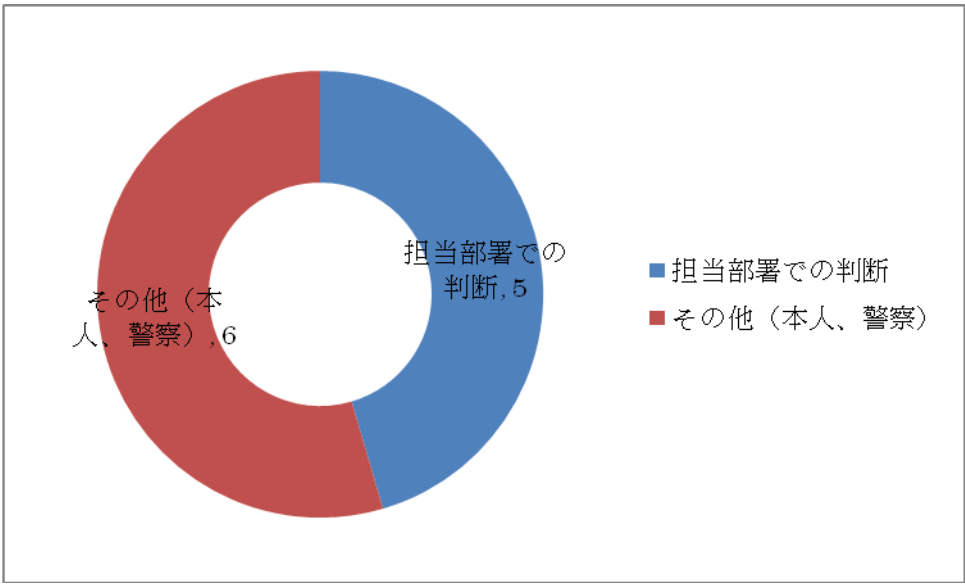


同意承諾…家主本人が同意または承諾した場合

○どこの機関で廃棄物として認めたのか

(件)

委員会の設置	0
担当部署での判断	5
その他（本人、警察）	6

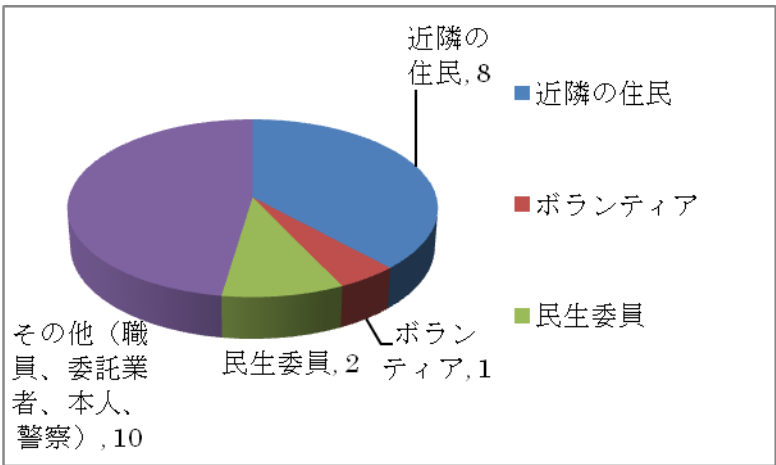


(内訳)

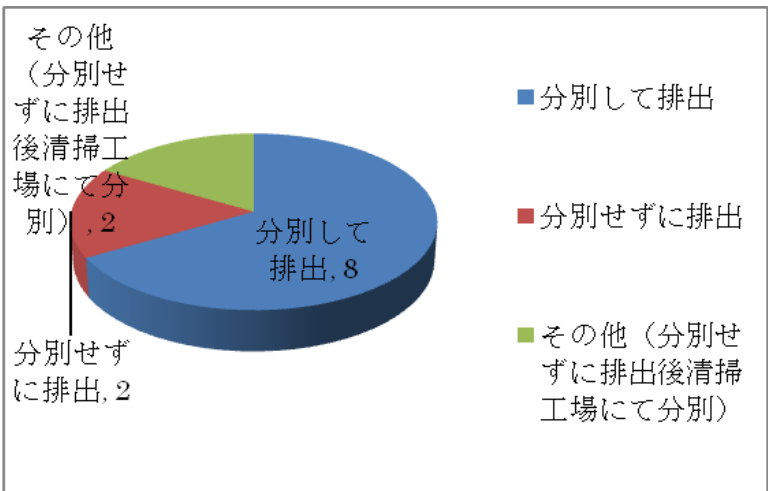
その他 本人 4 件
警察 2 件

問3 問2でごみ屋敷として処理した場合、ごみ屋敷からの排出方法、収集運搬方法や処理方法について

○排出人員 (件)	
近隣の住民	8
ボランティア	1
民生委員	2
その他（職員、委託業者、本人、警察）	10

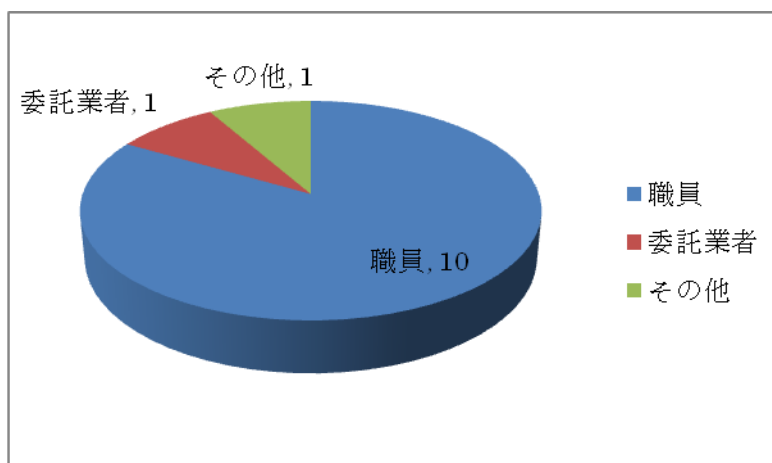


○排出方法 (件)	
分別して排出	8
分別せずに排出	2
その他（分別せずに排出後清掃工場にて分別）	2



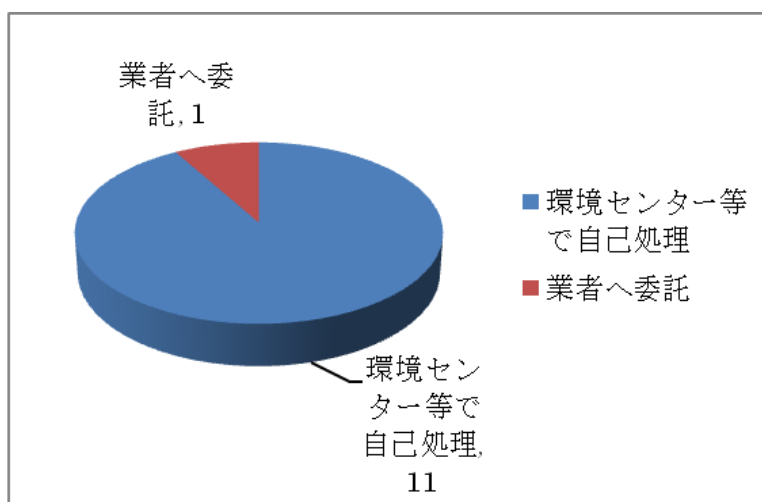
○収集運搬人員 (件)

職員	10
委託業者	1
その他	1



○処理方法 (件)

環境センター等で自己処理	11
業者へ委託	1



問4 問3で廃棄物を処理した場合、減免制度があるか

減免制度がある団体 4団体

問5 問4で減免制度がある場合、どのような場合に減免されるのか

- ☐自治会等の公共的な団体が地域美化活動の一環として行った場合
- ☐排出者が金銭的な理由で処理費用を支払えない場合
- ☐公用として行った場合

問6 ごみ屋敷を処理したケース

別添 ごみ屋敷処理事例参照

【考察】

アンケートをもとに考察すると、ごみ屋敷をとりまく環境や状態によって、適応する法律が違っていた。廃棄物処理法に規定されている総合判断説で廃棄物として認められているケースや自宅前の歩道にごみを大量に放置し、通行を妨げたとする道路交通法で処理したケースなど、ケースバイケースではあるが対処できるようなのである。また法律での対処が難しいケースについては、行政、町会や近隣の住民等が粘り強く家主に説得していくことしかないようだ。

3 検討・まとめ

このように年々増え続けるゴミ屋敷の処理に必要な課題については、まずゴミ屋敷に関する窓口を行政で設けて周知することである。

次に、ゴミ屋敷の家主が私有財産であると思っている場合の法律、条例の整備である。先進的な例として、東京都荒川区で「良好な生活環境の確保に関する条例」を制定しており、ゴミ屋敷にも対応した条例となっているので参考にしたい。

また、ゴミ屋敷の家主が廃棄物であると認めても、そのゴミを処分する費用がない場合の対応も必要となるだろう。

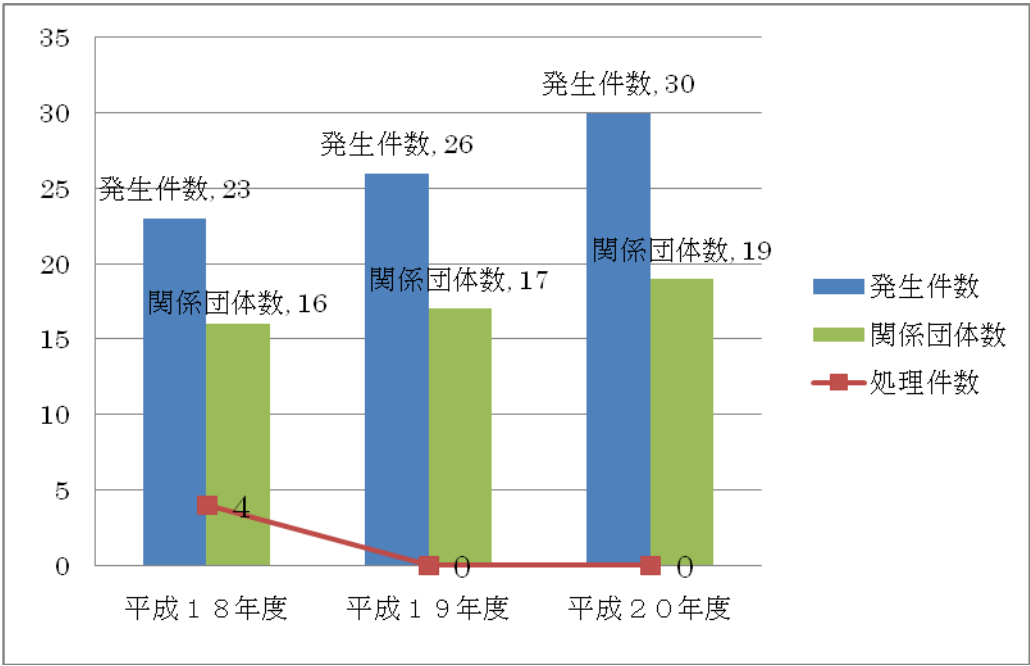
最後に、再びゴミ屋敷とならないようにすることが重要である。一時、ゴミをきれいに片づけても1次的な解決に過ぎないので、再びゴミ屋敷とならないように行政、町会、近隣の住民を交えた方策を検討していくことが必要である。

4 参考資料

- ・ ゴミ屋敷処理事例
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律解釈上の疑義について
- ・ 東京都荒川区条例

問 1 過去 3 年間のごみ屋敷の発生件数と処理した件数

	発生件数	処理件数	関係団体数
平成 1 8 年度	23	4	16
平成 1 9 年度	26	0	17
平成 2 0 年度	30	0	19



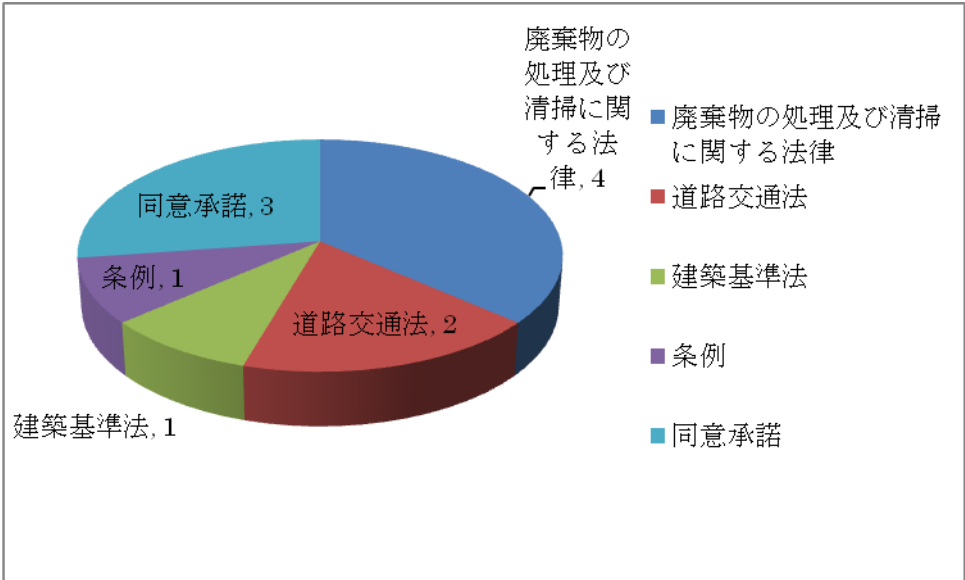
過去 3 年間のごみ屋敷発生件数やごみ屋敷に関係する団体は増加傾向にあるのに対して、処理については、継続しているものも含めて滞っている状況である。

問2 問1でごみ屋敷として処理した場合、ごみ屋敷の家主が財産と言われるものを廃棄物とした根拠（ごみ屋敷を処理した根拠）。またどこで機関で廃棄物として認めたのか

○ごみ屋敷を処理した根拠

(件)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律	4
道路交通法	2
建築基準法	1
条例	1
同意承諾	3

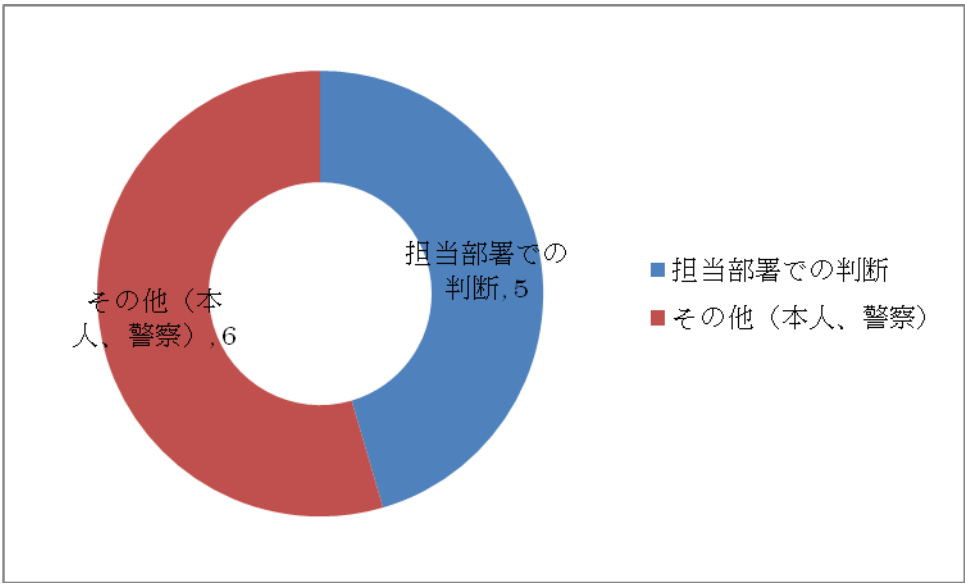


同意承諾…家主本人が同意または承諾した場合

○どこの機関で廃棄物として認めたのか

(件)

委員会の設置	0
担当部署での判断	5
その他（本人、警察）	6

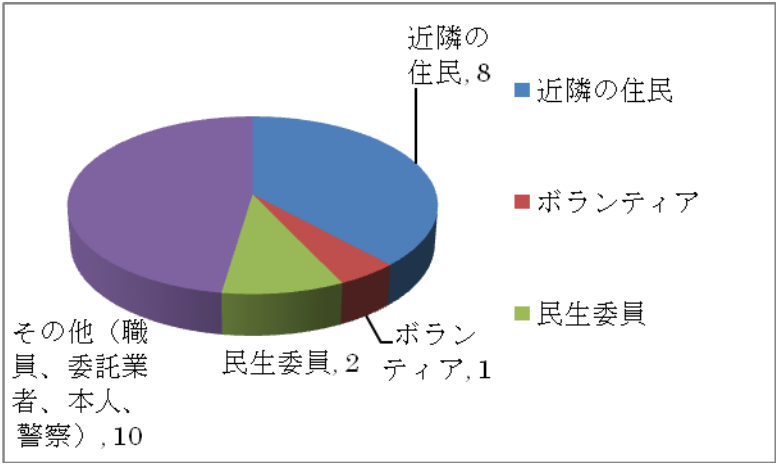


(内訳)

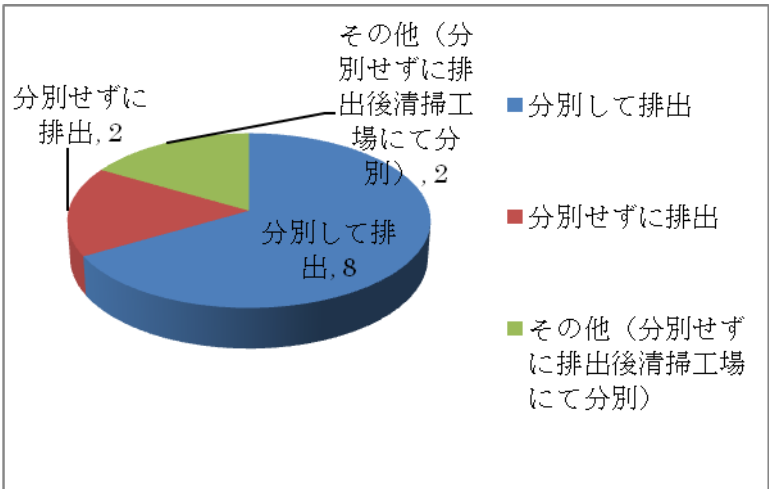
その他 本人 4 件
警察 2 件

問3 問2でごみ屋敷として処理した場合、ごみ屋敷からの排出方法、収集運搬方法や処理方法について

○排出人員 (件)	
近隣の住民	8
ボランティア	1
民生委員	2
その他（職員、委託業者、本人、警察）	10

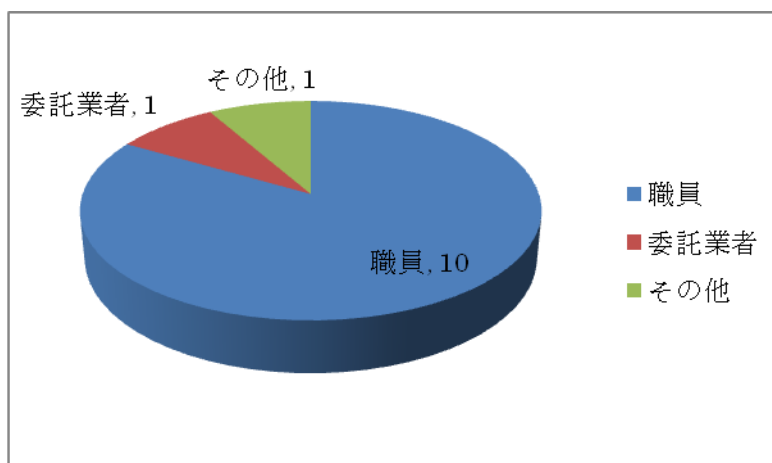


○排出方法 (件)	
分別して排出	8
分別せずに排出	2
その他（分別せずに排出後清掃工場にて分別）	2



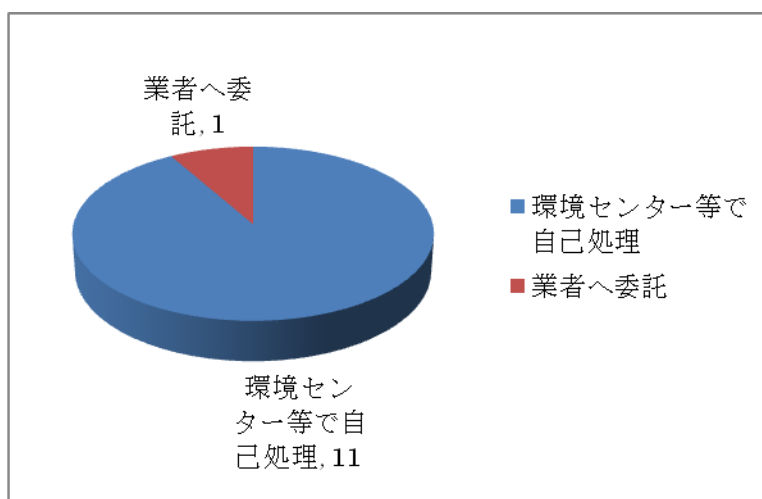
○収集運搬人員 (件)

職員	10
委託業者	1
その他	1



○処理方法 (件)

環境センター等で自己処理	11
業者へ委託	1



問4 問3で廃棄物を処理した場合、減免制度があるか

減免制度がある団体 4団体

問5 問4で減免制度がある場合、どのような場合に減免されるのか

- 自治会等の公共的な団体が地域美化活動の一環として行った場合
- 排出者が金銭的な理由で処理費用を支払えない場合
- 公用として行った場合

問6 ごみ屋敷を処理したケース

別添 ごみ屋敷処理事例参照

ごみ屋敷処理事例

【和光市】

アパート居住者である、一家族の部屋においてゴミが大量に山積みの状態であった。そのようなゴミの状態にもかかわらず、犬とネコを数匹飼っている模様であり、ゴミの悪臭に加え、フンの悪臭もあり、その部屋が原因と思われるネズミとゴキブリの大量発生が見られ近所の住民が非常に悩んでしまっている状況に置かれている状態であった。当初は民事上の事であることから、苦情者が大家に話をして大家から居住者に改善をするように話すように指導した。後日、大家が司法書士に依頼をした模様で3ヶ月以内の退去を求める内容証明を居住者に対して送付した。3ヶ月を越してしまったが、警察立会いの元でゴミを回収し、入居家族は町外へ退去した。

【松伏町】

母・息子2人世帯において、長期間にわたりごみが片付けられなかったため、害虫の発生や火災の危険、悪臭の発生があったため、地元自治会及び近隣住民から苦情があった。

町では苦情があると、対象世帯を訪問し、ごみの出し方について説明を説明したが、改善が図られず、地元自治会の協力及び近所に住む親戚の理解を前提に、町が収集運搬を行い解決を図った。

【越谷市】

敷地内にさまざまな品物を放置し管理をしていないため異臭や害虫が発生するなどの被害が近隣住民に生じた場合に対応した例があります。これは、自治会が家主と交渉し、自治会が家主同意の基に品物の整理や樹木の伐採を行い、市は敷地から排出された品々の回収・運搬・処理について協力したものです。これは自治会による地域清掃と同等の扱いで協力しました。

【川口市】

民生委員から、ごみ屋敷があり、何とかしてもらいたいとの通報があった。

住人が片づけることが出来なく、ごみとして認識がなかったため、しだいにごみがたまりごみ屋敷となったとのこと。

現地確認後、民生委員に、本人の承諾を得たので、民生委員や近所の方で分別して出せば、行政としても地域清掃活動という名目で、無料で収集運搬することができる旨伝えた。

後日、分別して排出したので、収集運搬し処理した。

【三郷市】

(1) 精神疾患により家庭ごみをごみ集積所に出せない方がおり、家の中が足の踏み場もない状態になっている旨、市保健所から相談を受けた。

本市では一般ごみの戸別収集は行っていないが、害獣や害虫が発生し、近隣の方に迷惑をかけているため、衛生上やむを得ないと判断し、粗大ごみ（戸別収集を行っている）と同等の解釈により、収集及び処理をした。

市職員（保健師、廃棄物担当）と委託業者で対応したが、積み込みは本人にも手伝わせた。

手数料は粗大ごみ処理手数料の基準である「基本料金 1,000 円＋点数×500 円」を点数＝ m^3 として運用して納付させた。

(2) 犬を数十頭も飼っている高齢者が、犬の餌とするために残飯（その他のごみも多量にあった）を集め、家の内外に放置している旨の通報があった。

犬の不適正飼養の問題の方が大きかったため、保健所と環境担当で狂犬病予防法違反による指導を繰り返した。その中でごみの放置、飛散流出悪臭に対する指導も行った。

道路等官地に放置してあるごみは、腐敗していたため市が撤去した。

その後、買受人の委託を受けた解体業者がごみを処理した。

解体後、白骨化した犬の死体が幾つ出てきた旨相談を受けたため、路上で亡くなった動物と同等に解釈し、市で処理した。

(3) 猫を数十頭も不適正飼養をしている者が、家屋の1室（6畳間程度）に、猫の糞を2m近くも堆積させ、悪臭や害虫が発生している旨、近隣の方々から通報を受けた。

また、飼育者の親からも、ごみ（猫の糞が付着したあらゆる家財）を片付けてほしい旨の申し出があったため確認に伺った。

悪臭は家屋内に入ると有毒ガスのレベルに達していたため、送風機や防毒マスクが必要な状態だった。

親の同意のもとに10 m^3 程度のごみを撤去したが、本人から「財産である」旨の申し立てがあったため作業を中止した。

その後、本人を説得し、自分で撤去させるようにしたが、数ヶ月で本人も断念してしまった。

膠着状態が続いたが、結局は家屋全体が人が住めるような状態ではなくなったため、解体して売却された。

ごみは、廃材と分離することが出来ないのは明らかだったので、解体物と一緒に処理させた。

(4) 少なくとも30年以上もの間、ごみを400m³以上も堆積させていた物が病気になったため、生活保護を受けさせてほしい旨、近所の方から相談があった。

前述のとおり、ごみの堆積が長期間だったので、すでに「普通の風景」となっていたので、近隣からの苦情や通報はほとんどなかった。

堆積ごみの大半は、本人が有価物として売却すると称して保管（放置？）していた廃家電、金属くず、びん、プラスチック類等だった。

あまりにも多量であるため、本人が住んできた家屋の屋根よりも高くなっていた。

明らかに清潔が保持されていない状態であるため、15年ほど前に本人に事情を聴取したときには、「財産である」旨の返答だった。

今回も当初は財産である旨申述していたが、近所の方の説得により、ごみとして処理することに同意した。（本人は定職を持たず、ホームレスのような生活をしており、近所の方には食事の世話などもして貰っていたため、説得に応じたとのこと。また、ごみを堆積させていた土地は、本人の所有ではなく、本人の亡くなった親が所有者との口約束で借り受けていた）

ところが、本人は失踪してしまい、所有者が片づけることになった。

所有者から処理の相談を受けたが、あくまでも自己責任で処理するよう説得し、処理業者を紹介するために留めた。

その後、所有者が委託によって処理し、現在は更地になっている。

【ふじみの市】

家主は高齢者が多く、福祉部門と連携を取りながら対応を行っていますが、早期に解決することはなかなか難しく長期にわたってしまい例年苦情が来る状況です。対応が長期になるため対応中に家主が体調を悪化させてしまい、家主のご家族が市の収集運搬許可業者と契約を締結して処理もしくはご家族が自己搬入により処理した事例等があります。

水路等の清掃を実施する際に、貝や海藻、水路に堆積した様々な沈殿物等が混合して泥状を呈した物が排出される。このような泥状物について、これに含まれる貝や海藻を容易に除去し得ないような場合、総体として産業廃棄物である汚泥と解してよい。

平成一六年三月一日 環境産第〇四〇三〇〇七号 富山県生活環境部長殿
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の解釈上の疑義について（回答）

平成16年2月17日付け環政第94号をもって御照会のありました標記について、下記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり解して差し支えありません。

h-44 廃棄物の処理及び清掃に関する法律解釈上の疑義について

平成一八年六月五日 環境対発第〇六〇六〇五〇〇四号 各都道府県庁長官、行政主管部（局）長宛 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物対策課長通知

廃棄物の処理及び清掃に関する法律解釈上の疑義について（通知）

標記について、別添のとおり当職あて照会のあったところ、別紙のとおり回答したところであるので、了知されたい。

別添

平成一八年三月七日 一七郡清第一九七号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物対策課長宛 郡山市環境衛生部長照会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律解釈上の疑義について（照会）

このことについて、別紙のとおり疑義を生じましたので御教示願います。

（別紙）

1 事案の概要

本市内において、平成16年12月頃から今日までの間、本市内在住のAが、本市内の複数のごみ集積所に置かれていた一般家庭等から排出された廃棄物（可燃ごみの入ったごみ袋、不燃ごみ（小型電化製品や空き缶等）の入ったごみ袋及び粗大ごみ等）をいう。以下「ごみ袋等」という。）を自宅など（Aの自宅及び敷地並びにAの家族が所有する家屋及び敷地をいう。以下同じ。）に繰り返して持ち帰り、当該ごみ袋等を自宅などの敷地内に大量に山積みした上で放置している。そのため、自宅などの敷地内はごみ袋等であふれ、自宅などの建物の1階部分は当該ごみ袋等では埋め尽くされている状態が1年以上続いており、Aの自宅などは地元では「ごみ屋敷」と呼ばれているところである。

本市では、平成16年12月から18年2月までの間、Aに対し、自宅などに山積みされているごみ袋等を撤去するよう繰り返し求めたが、Aは、ごみ袋等は「有価物」であり自らの財産である旨を主張するばかりで、本市の指導に従うことなく、依然と

して当該ごみ袋等を自宅などの敷地内に山積みした上で、何ら適切な保管や品質管理をしないまま、利用する様子もなくただ放置している状況が現在まで継続している。

このようなことから、Aの自宅などの周辺では、ねずみが跋扈し、ごみ袋等に起因する悪臭が漂い、蚊や蠅などの害虫が多数発生し、当該ごみ袋等の一部は敷地外に飛散するなど生活環境の保全及び公衆衛生上支障を来しており、また、周辺住民からは悪臭の発生や火災発生等の心配などの苦情が寄せられるなど、本市は対応に苦慮しているところである。

2 照会事項

廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものとされているところである。

Aがごみ集積所に排出されたごみ袋等を収集し、自らの財産だと称して自宅などの敷地に山積みした上で放置している当該物は、下記事項に照らして判断する限り、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処

理法」という。)第2条1項に規定する「廃棄物」に該当すると解してよろしいか。

ア 当該物の性状

当該物は、一般家庭等から排出された飲食料品の容器等のプラスチック等を含んだ可燃ごみ、不燃ごみ及び瓶・缶・ダンボール等であり、本市の通常のごみ排出状況によれば、生ごみや食べかすの付着したものを含み、悪臭、蚊や蛹などの害虫の発生のおそれのあるものである。

イ 当該物の排出の状況

Aは、本市内数ヶ所のごみ集積所から、不定期に1年以上にわたる、当該集積所に排出されたごみ袋等を収集し、本市内に4ヶ所あるAの自宅などの敷地内に山積みにした上で、放置している。

これまで当該物を本市の指示に従い、一部(居住している宅地内から1トン程度)を撤去し、ごみ集積所に排出したことはあるが、そのほとんどは依然としてAの自宅などの敷地内に山積みした上で放置している。

ウ 当該物の通常の取扱形態

本市において、一般廃棄物とし

て処理されているものである。

エ 当該物の取引価値の有無

有償譲渡はされておらず、また、客観的に見て社会通念上取引価値のある物とは認められるものではない。

オ 当該物についての占有者の意思

Aは、当該物を有価物で自らの財産であると主張するものの、適切な保管、品質管理をすることなく、かつ、適切な利用も見られず、いたずらに山積みにした上で放置し、1年以上が経過している。このようなことから、社会通念上合理的に認定しうるAの意思は、「廃棄物を占有している」ものである。

なお、Aは、当該物について、「自ら利用し、又は他人に有償で売却できるものである」こと、及び当該物の放置について「適正な保管である」ことについて、合理的な根拠を示した上での説明は何らしていない。

カ その他

Aの自宅などの周辺では、ねずみが跋扈し、当該物に起因する悪臭が深い、蚊や蛹などの害虫が多数発生し、敷地外に当該物の一部

が飛散している。なお、当該地域は閑静な住宅街であり、また、近隣小学校の児童の通学路となっているなど景観上及び教育上も好ましくない状況を示している。

平成一八年三月一四日 環廃対発〇六〇三一四〇〇二 郡山市環境衛生部長宛
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長回答

廃棄物の処理及び清掃に関する法律解釈上の疑義について(回答)

平成十八年三月七日付け一七郡清第一九七号で照会のありました標記について、左記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり解して差し支えありません。

h-45 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の疑義について

平成一八年六月二三日 廃対第一四〇号
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長宛 岐阜県環境生活部
廃棄物対策課長照会

標記の件について、下記のとおり取り扱ってよいかご教示願います。

記

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号ロ及びハに規定されている「刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」に該当することとなるのは、禁錮以上の刑又は同号ハに掲げる罪を犯し罰金の刑が確定した日以降であると解してよろしいか。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の疑義について(回答)

荒川区良好な生活環境の確保に関する条例（概要）

○定義

廃棄物等による不良状態の禁止

土地及び建築物の所有、占有または管理する者は、その周辺を含め廃棄物等により不良状態にしてはならないことを規定

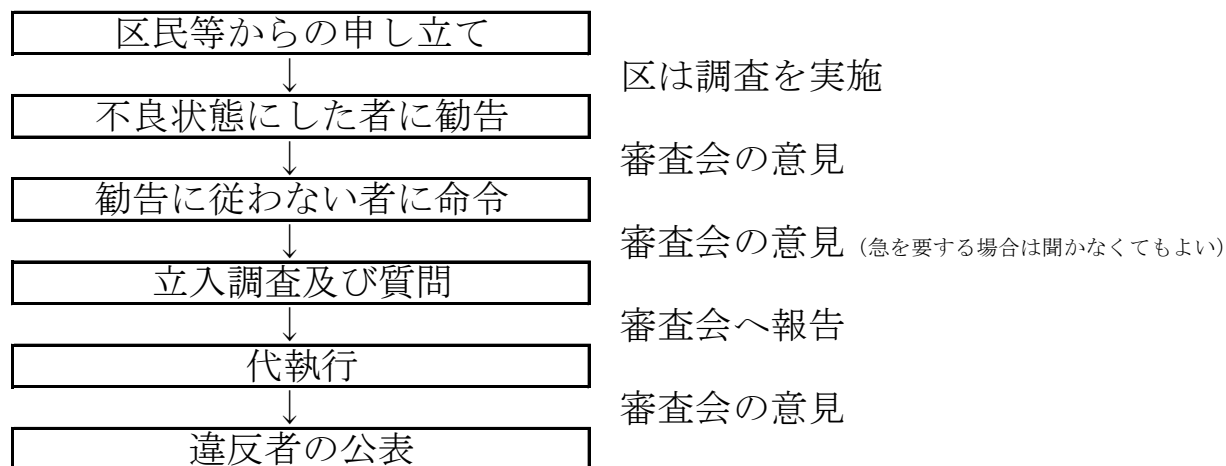
不良状態とは下記の事項のうち2つ以上該当する場合

- ①廃棄物等により、はえ、蚊その他の害虫又はねずみが発生し、周辺住民の生活環境に係る被害が生じ、又はそのおそれがある状態
- ②廃棄物等が火災発生の原因となり、付近の建築物に類焼する危険がある状態
- ③廃棄物等が道路上の歩行者並びに車両の通行及び視界の妨げとなっている状態
- ④廃棄物等の臭気により、周辺住民の生活環境に係る被害が生じている状態
- ⑤廃棄物等により、ごみの不法投棄を招いている状態

○生活環境審査会を設置

命令、立入調査及び質問や違反の公表の実施について、長の諮問に応じて調査審議をするため、長の附属機関として設置

○対処の流れ



○罰則

- ①命令違反した者は、5万円以下の罰金
- ②立入調査を拒否、妨害することや質問に対して拒否、虚偽の回答をした者は、10万円以下の罰金

○荒川区良好な生活環境の確保に関する条例（抜粋）

平成 20 年 12 月 17 日

条例第 23 号

（定義）

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (6) 廃棄物 区民等の生活又は事業から発生し、遺棄された物又は遺棄とみなされる状態で放置された物をいう。
- (7) 廃棄物等による不良状態 廃棄物等(廃棄物並びに雑草、枯れ草及び樹木をいう。以下同じ。)により、次に掲げる状態のうち 2 以上が生じていると認められる状態をいう。
 - ア 廃棄物等により、はえ、蚊その他の害虫又はねずみが発生し、周辺住民の生活環境に係る被害が生じ、又はそのおそれがある状態
 - イ 廃棄物等が火災発生の原因となり、付近の建築物に類焼する危険がある状態
 - ウ 廃棄物等が道路上の歩行者並びに車両の通行及び視界の妨げとなっている状態
 - エ 廃棄物等の臭気により、周辺住民の生活環境に係る被害が生じている状態
 - オ 廃棄物等により、ごみの不法投棄を招いている状態

（区の責務）

第 3 条 区は、区民等の理解と協力の下、良好な生活環境を確保するための施策を推進するよう努めなければならない。

2 区は、この条例の規定に違反する疑いがあると認められる行為について区民等から申立てを受けたときは、その内容について調査を行い、この条例の定めるところにより必要な措置をとらなければならない。

（区民等の責務）

第 4 条 区民等は、周辺住民の生活環境に配慮し、自ら健康生活阻害行為を行わないようにするとともに、周辺と調和した良好な生活環境を確保するための活動に自主的に取り組むよう努めなければならない。

2 区民等は、区又は他の区民等が実施する良好な生活環境を確保するための施策、活動等に協力するよう努めなければならない。

（廃棄物等による不良状態の禁止）

第 6 条 土地又は建築物を所有し、占有し、又は管理するものは、当該土地、建築物及びその周辺(以下「土地等」という。)を廃棄物等による不良状態にしてはならない。

（荒川区生活環境審査会）

第 7 条 次条第 2 項の規定による命令、第 9 条第 1 項の規定による立入調査及び質問並びに第 11 条第 1 項の規定による公表の実施について、区長の諮問に応じ調査審議するため、区長の附属機関として、荒川区生活環境審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、学識経験を有する者のうちから、区長が委嘱する委員 5 人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前 2 項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、荒川区規則(以下「規則」という。)で定める。

（勧告及び命令）

第 8 条 区長は、第 5 条の規定に違反して給餌による不良状態を生じさせたもの又は第 6 条の規定に違反して土地等を廃棄物等による不良状態にしたもの(以下これらのものを「違反者」という。)に対し、期限を定めて、周辺住民の生活環境に係る被害を防止し、又は除去するため必要な限度において、当該不良状態の防止又は除去のための措置その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 区長は、前項の規定による勧告を受けたものが当該勧告に従わないときは、そのものに対し、期限を定めて、周辺住民の生活環境に係る被害を防止し、又は除去するため必要な限度において、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 区長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

(立入調査等)

第 9 条 区長は、この条例の施行のため必要な限度において、職員をして違反者の所有し、占有し、又は管理する土地又は建築物に立ち入らせ、必要な調査をさせ、又は関係人に質問させることができる。

2 区長は、前項の規定による立入調査又は質問をしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。ただし、区民の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため特に緊急を要する場合で、あらかじめ審査会の意見を聴く時間的余裕がないときは、この限りでない。

3 区長は、前項ただし書の規定により第 1 項の規定による立入調査又は質問を行ったときは、速やかにその旨を審査会に報告しなければならない。

4 第 1 項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第 1 項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(代執行)

第 10 条 区長は、第 8 条第 2 項の規定による命令(第 6 条の規定に違反して土地等を廃棄物等による不良状態にしたものに係るものに限る。)に基づく行為が履行されない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)の定めるところにより、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

(違反者の公表)

第 11 条 区長は、第 8 条第 2 項の規定による命令を受けたものが、正当な理由がなく、当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該命令を受けたものに対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

3 区長は、第 1 項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

(委任)

第 12 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 13 条 第 9 条第 1 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたものは、10 万円以下の罰金に処する。

第 14 条 第 8 条第 2 項の規定による命令に違反したものは、5 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 15 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(荒川区環境課)

不法投棄の実態とその対策について

行田市環境課 主査 篠原 哲治
埼玉県資源循環推進課 主任 前田 恵美

1 目的

家電リサイクル法、パソコンリサイクル法の施行に伴い、不法投棄が増加している。また、私有地へのごみの投げ捨てに対し、その土地の所有者が対応するのか、行政で対応するのか判断に苦慮する事例が増えている。

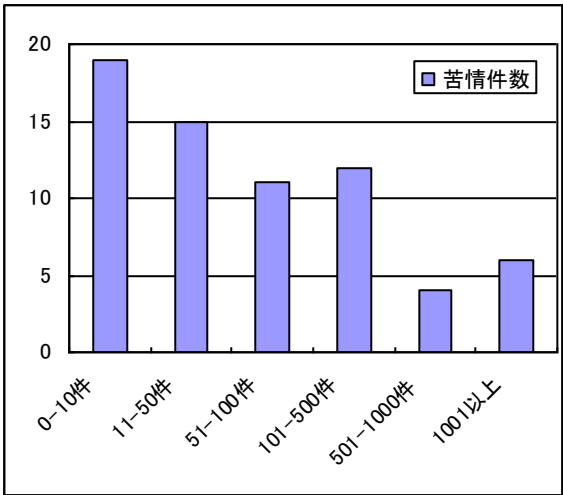
そこで、不適正処理（不法投棄）について、事態を調査するとともに、効果的な対応を考察するものである。

2 結果

以下はアンケートの結果をもとに、県内の状況についてまとめていきます。

1) 不法投棄の実態について

問1 どのくらい不法投棄は発生していますか。平成20年度の苦情発生件数を教えてください。



1000件を超える団体が6市あり、そのうちの1市では4000件を超えていました。

パトロールや通報連絡の体制を強化することにより、発生件数が飛躍的に増加します。苦情発生件数＝真の不法投棄件数ではありませんが、人口の多い地域ほど、苦情対応に追われていると考えられます。

問2 投棄された廃棄物の種類とその量はどのくらいでしたか。（複数回答可）

がれき	14団体	（最大6 m ³ ）
木くず	14団体	（最大34 m ³ ）
家電	39団体	
廃パソコン	15団体	

廃タイヤ	33団体
家庭ごみ	28団体
その他	目立った回答としては、布団や自動車の部品でした。

問3 投棄された場所はどこですか。(複数回答可)

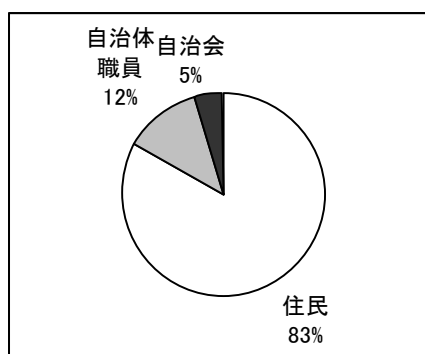
市県道	56団体
高架下	25団体
河川敷	45団体
山林	36団体
宅地	26団体
ごみ集積所	58団体
田畑	38団体
その他	7団体が公園を挙げていました。

問4 投棄された時期・時間帯はいつごろですか。

時期については、多くの団体が特定の時期を回答しておらず、回答のあった団体についても一定の傾向は見られなかった。

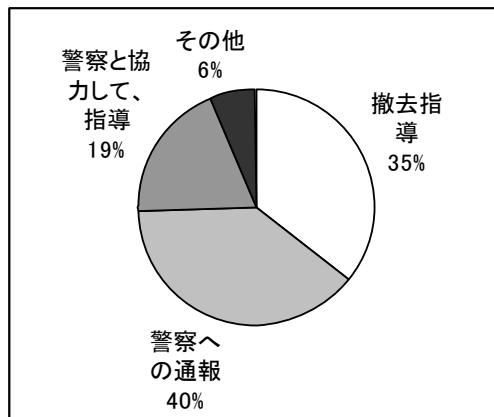
また、時間帯についても、実際には発見・通報時間しか把握できないため、多くの団体が無回答であった。回答のあった団体については、発見・通報時間から想定される時間帯として、深夜から朝方が多かった。

問5 不法投棄の発見者は誰ですか。最も多いものをお選びください。

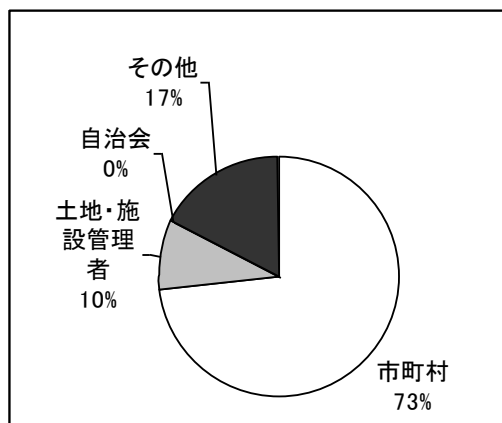


2) 不法投棄への対応について

問 6 投棄者が判明した場合、どのような対応をとられましたか。



問 7 投棄者が不明の場合、廃棄物の撤去・処理は誰が行いましたか。



その他を選択した回答の多くも、場合分けはあるものの、「土地所有者」による処理を基本としていた。

資源物の持ち去り対策について

家庭から排出されるごみの中から、住民の方が再生利用を目的に手間をかけて分別し、集積所に搬出した資源ごみを自治体が指定する収集委託業者以外の者が無断で回収してしまうという持ち去り行為が後を絶ちません。

そこで、各自治体において資源物（古紙・ビン・カン等）の持ち去り行為を防止するための施策に関するアンケートについて、ご記入お願いいたします。

問1 持ち去り行為を防止するための条例等の制定状況についてお伺いします。

1 すでに制定している

問1 回答欄

☐

(条例等の名称 :

2 今後制定を予定している

3 予定していない

「1すでに制定している」「2今後制定を予定している」とお答えの団体は、問2へ

「3予定していない」とお答えの団体は、問6へお進みください。

問2 その条例等の制定趣旨についてお伺いします。（複数回答可）

1 市町村の財源確保

☐

2 集団資源回収制度等の保護

☐

3 市民のリサイクル意識の高揚・確保

☐

4 持ち去り行為時の騒音・散乱ごみ等の問題

☐

5 資源物の適正な処理ルート確保

☐

6 その他 (

問3 条例等における資源物の所有権を明記していますか。

1 明記している

問3 回答欄

☐

2 明記していない

問4 資源物として条例等で指定している品目をお伺いします。（複数回答可）

1 新聞・雑誌等古紙類

☐

2 ダンボール類

☐

3 紙パック類

☐

4 ビン類

☐

5 カン類（アルミ・スチール）

☐

6 ペットボトル

☐

7 古着類

☐

8 その他 (

問5 条例等に持ち去り行為に対する罰則規定がありますか。

(設定がある場合は内容を記入してください。)

1 罰則規定あり

問5 回答欄

☐

内容 (

2 罰則規定なし

問6 貴市町村管内で資源物の持ち去り行為はどのように行われていますか。

- 1 個人で行われている 問6 回答欄
- 2 組織的に行われている
- 3 個人及び組織的に行われている
- 4 その他 ()

問7 資源物の持ち去り行為者と住民及び自治体が指定する収集委託業者間での
トラブル等の苦情や通報はありましたか。

- 1 無かった 問7 回答欄
- 2 あった
- 3 その他 ()

「1 無かった」とお答えの市町村は、問13にお進みください。

「2 あった」「3 その他」とお答えの市町村は、問8へお進みください。

問8 問1で「1 制定している」とお答えの市町村に伺います。

条例等を制定後、住民等からの苦情や通報はどのようになりましたか。

- 1 苦情件数が増えた 問8 回答欄
- 2 苦情件数が減った
- 3 苦情件数は変わらない

問9 過去3ヵ年の苦情や通報件数をお伺いします。(把握している限りで結構です。)

平成18年度		件
平成19年度		件
平成20年度		件

問10 貴市町村では、これまでに資源物の持ち去り行為者等に対して、制裁措置を
行なった件数は何件ありましたか。

(警察での検挙、検察庁への告発、行為者名の公表、中止命令書の交付、誓約書の提出、罰金な

平成18年度		件
平成19年度		件
平成20年度		件

問11 貴市町村では、住民からの通報があった場合、どのように対応していますか。

問 1 2 住民からの通報の内容等についてお伺いします。（複数回答可）

- 1 早朝持ち去り行為による騒音
- 2 夜間持ち去り行為による騒音
- 3 収集時間帯持ち去り行為による騒音
- 4 持ち去り行為によるごみの散乱
- 5 資源物持ち去り行為自体
- 6 その他（

問 1 3 持ち去られている資源物の品目はなんですか。（複数回答可）

- 1 新聞・雑誌等古紙類
- 2 ダンボール類
- 3 紙パック類
- 4 ビン類
- 5 カン類（アルミ・スチール）
- 6 ペットボトル
- 7 古着類
- 8 その他（

問 1 4 持ち去り行為の防止対策の実施状況についてお伺いします。（複数回答可）

- 1 市が監視パトロールを実施している（年 回）
- 2 警察と連携し、監視パトロールを実施している
- 3 自治会等と連携し、監視パトロールを実施している
- 4 集積所に持ち去り行為禁止の看板等を設置している
- 5 その他（

問 1 5 問 1 4 の防止対策を実施した中で、防止に繋がった事例はありますか。

- 1 ある
- 2 ない

問 1 5 回答欄

--

問 1 6 問 1 5 で「1 ある」とお答えの市町村は、具体的に事例を記入してください。

--

問 1 7 貴市町村では、持ち去り行為を防止するため、今後予定している効果的な防止対策や他の自治体を実施している効果的な防止対策がありましたら、具体的に記入してください。

--

問 1 8 何かご意見等ございましたら、ご記入ください。

--

在宅医療系廃棄物の取り扱いについて

在宅医療廃棄物の取扱い等については、埼玉県環境部資源循環推進課より、平成20年5月8日付資循第62号「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」について」及び平成20年7月10日付事務連絡「在宅医療廃棄物適正処理ガイドライン及び取扱いガイドの送付について」が各市町村宛にそれぞれ通知され、その中において、在宅医療廃棄物は一般廃棄物であることから適正処理が促されているところである。

そこで、各市町村での在宅医療廃棄物の取り組み状況についてお聞きします。

問1 在宅医療廃棄物が一般廃棄物であることは知っていますか？

1. はい
2. いいえ

問1 回答欄

問2 在宅医療廃棄物とは、どのような種類のものがあるか知っていますか？

1. 一部は知っている
2. 大半は知っている
3. 知らない

問2 回答欄

問3 在宅医療廃棄物を受け入れていますか？

1. 一部受け入れている
2. すべて受け入れている
3. 受入をしていない

問3 回答欄

問3-1 問3で1. と答えた方は、受入れている品目について教えてください。

()

問3-2 受入れていない理由はなんですか？

1. 処理に支障があるため
2. 収集等に支障があるため
3. 特に問い合わせがないため

問3-2 回答欄

4. その他

()

問4 今後、受入れる予定はありますか？

1. はい
2. いいえ

問4 回答欄

問5 在宅医療廃棄物の取扱いについて地元医師会、若しくは医師との協議を行いましたか？または、協議を行う予定はありますか？

1. はい
2. いいえ

問5 回答欄

問5-1 行った場合、その後の対応は何かされましたか？

()

問6 在宅医療廃棄物の取扱いについての住民に対する周知は、どのようにしていますか？

1. 広報を通じて行っている
2. 医師会や医院の窓口を通じて行っている

問6 回答欄

3. 患者に限定して周知している

4. その他

()

問 7 在宅医療廃棄物を受け入れしている場合、住民の排出形態はどのようにしていますか？

※品目により受け入れ対応が異なる場合などは、その旨をカッコ内に記入して下さい。

1. 一般家庭ごみとして集積所へ排出させる
2. 直接、処理場へ搬入させる
3. 診療所・病院の窓口を介して収集している

問 7 回答欄

4. その他

()

問 8 一般廃棄物処理計画への位置づけは行っていますか？

1. すでに計画に盛り込んでいる
2. 今後、計画に盛り込む予定 (年度から)
3. 計画の位置づけはしない

問 8 回答欄

※計画に位置づけをされている場合、一般廃棄物処理計画、一般廃棄物基本計画とも抜粋を送付下さい。

問 9 在宅医療廃棄物の廃棄について、住民からの問い合わせ状況をお聞かせ下さい。

問い合わせ状況	対応

問 10 在宅医療廃棄物の排出形態を調査した経緯はありますか？

1. はい
2. いいえ

問 10 回答欄

「はい」と回答の場合、その調査結果を具体的に記入して下さい。

()

問 11 過去に在宅医療廃棄物の排出による針刺し事故はありましたか？

問 11-1 収集中 1. はい

問 11-1 回答

2. いいえ

問 11-2 処理中 1. はい

問 11-2 回答

2. いいえ

集積所の管理について

問1 収集方式は？

1. ステーション方式

問1 回答欄

2. 戸別収集

3. その他

()

問2 集積所の管理は？

1. 地元自治会

問2 回答欄

2. 行政

3. その他

()

問3 集積所の消耗品・備品等の購入に対して、交付金・補助金は？

1. ある

問3 回答欄

2. ない

3. 現物にて支給

問3-1 補助金や現物支給の対象を具体的にお書きください。

()

問4 集積所の設置要件について

①戸数

1. ある (概ね 世帯)

問4①回答欄

2. ない

3. その他

()

②道路

1. ある

問4②回答欄

条件

()

2. ない

③その他

1. ある

問4③回答欄

条件

()

2. ない

問5 戸別収集について

問5 回答欄

☐

1. 平成22年度までに実施 (開始時期 平成 年 月から)

2. 平成22年度までに実施予定

3. 計画中 (平成 年度開始予定)

4. 実施予定はない

5. その他 ()

問6 自己搬入に係る特別養護老人ホームの廃棄物処理料について

問6 回答欄

☐

1. 条例により免除・減免

2. 家庭系一般廃棄物として有料

3. 事業系一般廃棄物として有料

4. その他 ()

問7 分別区分や捨て方について、外国人向け案内を作成していますか。

問7 回答欄

☐

1. 作成している

2. 作成していない

問7-1 作成していると答えた団体のみ、お答えください。

何語で作成しましたか。

()

プラスチックのリサイクルと資源ごみの分別について

問 1. 容器包装リサイクル法に基づく廃棄物の排出方法は？

1. 回収容器（コンテナ、容器設置）により排出 問 1 回答欄

☐

2. 指定袋で排出

3. その他 ()

問 2. 排出された容器包装リサイクル法に基づく廃棄物に対して、地元自治会などへ交付金・補助金等を行っていますか？

1. 行っている

問 2 回答欄

☐

2. 行っていない

3. その他 ()

問 2 - 1. 交付金・補助金の支払い方法を具体的にお書きください。

()

問 3. 容器包装リサイクル法に基づく廃棄物のうち、プラスチック製容器包装の回収を行っていますか？

1. 回収していない

問 3 回答欄

☐

2. プラスチック製品すべて回収

3. プラマークのついているもののみ回収

4. その他 ()

問 3 - 1. 回収している場合、方法や回数について具体的にお書き下さい。

()

問 3 - 2. 現在の回収方法等で、問題となっていることがあれば、お書き下さい。

()

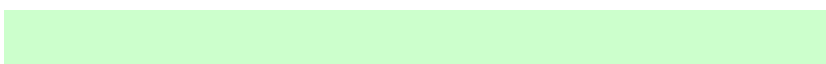
問4. 容器リサイクル法に基づく廃棄物の分別方法に関して、住民への説明会等を定期的に行っていますか？

1. 行っている

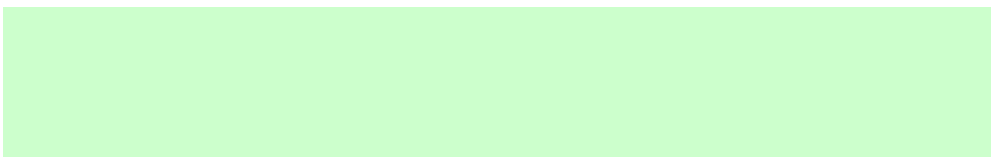
問4回答欄



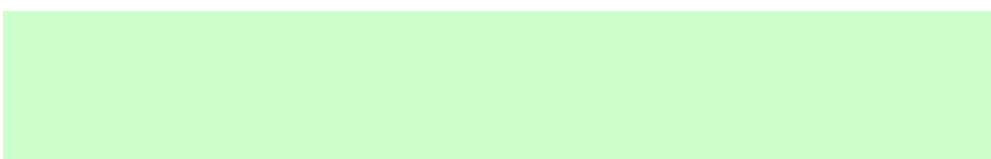
2. 行っていない

3. その他 ()

問4-1. 行っている場合、参加者の反応はどうですか？具体的にお書き下さい。

()

問5. 今後、容器包装廃棄物の分別収集について見直す点があれば、お書き下さい。

()

処理困難物（搬入禁止物）の取り扱いについて

市町村において、処理困難物（搬入禁止物）に係る市民からの問い合わせ等の対処についてお伺いします。

なお、アンケートに基づき報告書を作成いたしますので、ご協力お願いいたします。

問 1 搬入禁止物を条例、規則、要綱、要領などで定めていますか。

1. はい
2. いいえ

問 1 回答欄

問 2 問 1 で「1」と回答された方は、名称をご記入ください。

例) 廃棄物搬入取扱要綱

()

問 3 指定している搬入禁止物をご記入ください。

(資料を添付していただいても結構です)

()

問 4 搬入禁止物についての周知方法（複数回答可）

- 1 ごみカレンダー
- 2 広報紙
- 3 ホームページ
- 4 その他

☐
☐
☐

()

問 5 問 4 で周知している場合、その周知している内容についてご記入ください。（複数回答可）

- 1 禁止する根拠、理由
- 2 搬入を禁止している廃棄物の種類
- 3 搬入を禁止している廃棄物の処理方法
- 4 その他

☐
☐
☐

()

問 6 搬入禁止物を自己搬入してきた場合の対処方法

()

問 7 市民からの問い合わせに対する対処方法
また、報告書への掲載について、公開の有無をお選びください。

品目	対処方法	公開の有無
例) ガソリン	販売店（ガソリンスタンド等）へ返却	公開
土		
土のう		
石		
砂		
コンクリート		
枝木		
材木		
廃油		
ガソリン		
火薬		
農薬		
耐火金庫		
バイク		
タイヤ		
バッテリー		
(その他)		

家庭ごみ収集有料化実施に伴う戸別収集等のサービス拡大について

問1 家庭ごみ収集の有料化を実施していますか。

		問1 回答欄	
1実施している	実施開始年月		→ 問2以降へ
2 実施予定である	開始予定年月		→ 問2以降へ
3 検討中である			→ 問2以降へ
4検討していない → 御協力ありがとうございました。			

問2 手数料の徴収方法はどのように行っていますか。(指定袋制の場合には金額も)

問3 徴収した手数料はどのようなことに使われていますか。

問4 家庭ごみ収集の有料化を実施・検討するにあたり、戸別収集等のサービスの拡大を行いましたか。

	問4 回答欄
1 戸別収集を実施した	
2 その他 (	
3 サービスの拡大を行っていない	

問5 問4で1、2に回答した方にお伺いします。サービス拡大に伴う費用はどのように手当てしましたか。

	問5 回答欄
1 指定袋等の価格に転嫁した	
2 市費	
3 サービス拡大に伴う費用の増加はなかった	

不適正処理対応(ごみ屋敷)について

年々ごみ屋敷が増加しており、今後も高齢化社会が進み増加すると見込まれる「ごみ屋敷」の状況や実際処理したケースなどをお聞きます。ご協力をお願いいたします。

問1 過去3年間のごみ屋敷の件数と処理した件数

年 度	件 数	処理件数
平成18年度		
平成19年度		
平成20年度		

問2 問1でごみ屋敷として処理した場合、ごみ屋敷の家主が財産と言われるものを廃棄物とした根拠 また、どの機関で廃棄物として認めたのか

○根拠法令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 道路交通法 建築基準法 条例など

()

○認定した機関

1. 委員会の設置

回答欄

2. 担当部署での判断

3. その他

(

)

問3 問2でごみ屋敷として処理した場合、ごみ屋敷からの廃棄物の排出方法、収集運搬と処理方法について

○排出人員(複数回答可)

1. 近隣の市民

☐
☐
☐

2. ボランティア

3. 民生委員

4. その他

(

)

○排出方法

1. 分別して排出

回答欄

2. 分別せず排出

3. その他

(

)

○収集運搬人員

1. 職員

回答欄

☐

2. 委託業者

3. その他

(

)

○処理方法

1. 環境センター等で自己処理

回答欄

☐

2. 業者へ委託

3. その他

(

)

問4 問3で廃棄物を処理した場合、減免等の制度がありますか。

1. はい

回答欄

☐

2. いいえ

問5 問4で減免等の制度がある場合、どのような場合に減免されますか。

(

)

問6 ごみ屋敷を処理した事例を教えてください。(資料添付でも構いません)

不法投棄の実態とその対策について

1 不法投棄の実態について

問1 どのくらい不法投棄は発生していますか。平成20年度の苦情発生件数と教えてください。

問1回答欄

--

件

問2 投棄された廃棄物の種類とその量はどのくらいでしたか。(複数回答可)

- 1 がれき
- 2 木くず
- 3 家電
- 4 廃パソコン
- 5 廃タイヤ
- 6 家庭ごみ
- 7 その他

(

--

)

問3 投棄された場所はどこですか。(複数回答可)

- 1 市県道
- 2 高架下
- 3 河川敷
- 4 山林
- 5 宅地
- 6 ごみ集積所
- 7 田畑
- 8 その他

(

--

)

問4 投棄された時期・時間帯はいつごろですか。

季節

--

月頃

時間帯

--

問5 不法投棄の発見者は誰ですか。最も多いものをお選びください。

- 1 住民
- 2 自治体職員
- 3 自治会

問5回答欄

--

2 不法投棄への対応について

問6 投棄者が判明した場合、どのような対応をとられましたか。

- 1 撤去指導
- 2 警察への通報
- 3 警察と協力して、指導
- 4 その他

問6回答欄

--

(

--

)

問7 投棄者が不明の場合、廃棄物の撤去・処理は誰が行いましたか。

- 1 市町村
- 2 土地・施設管理者
- 3 自治会
- 4 その他

問7回答欄

--

(

--

)

平成21年度調査研究事業
一般廃棄物行政諸問題検討部会

検討課題

①	資源ごみの持ち去り対策について
②	在宅医療系廃棄物の取り扱いについて
③	集積所の管理について
④	リサイクルの今後の動向
⑤	処理困難物の取り扱いについて
⑥	家庭ごみ収集有料化に伴う戸別収集等のサービスの拡大について
⑦	不適正処理対応（ごみ屋敷）について
⑧	不適正処理対応（不法投棄）について

部会員

	市町村・組合名	所属	職名	氏名	担当テーマ
第1	さいたま市	廃棄物政策課	主査	松澤 秀夫	⑥
	川口市	廃棄物対策課	主任	妹尾 武宏	⑤⑦
第2	幸手市	環境課	主幹	新島 浩	⑥
	蓮田市白岡町衛生組合	廃棄物対策課	技師	塚越 忍	②
第3	本庄市	環境推進課	主任	高橋 秀子	④
	行田市	環境課	主査	篠原 哲治	⑧
第4	所沢市	資源循環推進課	主査	新井 一	①
	飯能市	廃棄物対策課	主査	岡部 隆志	①
第5	川島町	町民生活課	主任	田中 宏	③⑤
	吉見町	農政環境課	係長	蓮沼 悦男	③

事務局（埼玉県）担当	資源循環推進課	主任	前田 恵美
------------	---------	----	-------